

第2次 杵築市環境基本計画

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



平成29年4月
杵築市

はじめに

杵築市は、伊予灘・別府湾を望む国東半島のなだらかな山々を有し、八坂川をはじめとした河川が、田園・市街地内を貫流し、カブトガニの生息する広大な干潟を有する守江湾などに注いでおり、大分県でも有数の海、山、川の豊かな自然環境に恵まれたまちです。

「第2次杵築市環境基本計画」は、この恵み豊かな自然を将来の世代へ継承していくとともに、「豊かな自然との共生」「歴史文化と四季の風景」「循環を基調とする地域社会」「すべての主体が参加する美しいまち」を市民・事業者・市の3者が一体となって、それぞれの立場での実践と相互の協働による環境保全を進めるための指針となるもので、望ましい環境像「山 川の自然やカブトガニと出会い 歴史が息づくほっとするまち きつき」を目指し、これから10年間の施策を方向づけています。

今後益々、市民の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご審議いただきました杵築市環境保全審議会委員をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成29年 4月

杵築市長 永 松 悟

目 次

第 1 章	第 2 次杵築市環境基本計画の考え方	ページ番号
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画の役割と位置づけ	1
第 3 節	計画の主体と役割	2
第 4 節	計画における環境の対象範囲	3
第 5 節	計画期間	4
第 6 節	国・県の環境対策に関する進展	5
第 2 章	杵築市の環境の状況	
第 1 節	市の概況	1 0
第 2 節	自然環境	1 2
第 3 節	都市環境	1 6
第 4 節	生活環境	1 8
第 5 節	資源の循環	2 1
第 6 節	環境活動の状況	2 3
第 3 章	市民の取組状況（市民アンケート結果）	2 6
第 4 章	杵築市の望ましい環境像	3 3
第 5 章	杵築市の環境の特性と今後の課題	
第 1 節	自然環境	3 5
第 2 節	生活環境	3 6
第 3 節	都市環境	3 7
第 4 節	資源の循環	3 9
第 5 節	地域環境保全活動と参加・協働	4 0
第 6 章	目標達成へ向けた環境施策	
第 1 節	施策の体系	4 2
第 2 節	基本目標	4 3
第 3 節	重点目標	4 5
第 4 節	重要施策	4 9
第 5 節	環境施策の展開	5 1

第7章	計画の推進に向けて	
第1節	推進体制づくり	7 2
第2節	進行管理	7 3
参考資料		
1.	杵築市環境保全審議会構成	7 5
2.	杵築市環境基本計画 改訂の経緯	7 5
3.	用語説明	7 6

※の用語には、用語説明を記載しています。

第1章 第2次杵築市環境基本計画の考え方

～2050年の子どもたちの未来のために～

私が始める地球にやさしいこと

みんなで育てる杵築の自然と歴史文化

■第1節 計画策定の目的

杵築市は、緑豊かな山野、大地を潤す清らかな河川、白砂青松の砂浜に恵まれた環境を有しています。このかけがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承していかなくてはなりません。

そこで、杵築市においても、すべての人々の参加と協働により、多様な自然、生物と人が共生できる快適な環境を守り、育て、健全な環境の恵みを受けて、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持するため、「杵築市環境基本計画」を平成19年10月に策定し、平成24年度に一部改訂（以下併せて「第1次計画」という。）を行いました。

望ましい環境像「山 川の自然やカブトガニと出会い 歴史が息づく ほっとするまち きつき」の実現に向けて、さまざまな施策を実施してきました。その結果、杵築市の環境は、良好な状態に保たれているものや課題解決に向かっているものもあります。

しかし、身近なごみ問題からグローバルな地球温暖化問題への対応や深刻化する環境問題に対する新たな施策展開とともに、市民・事業者・市の協働による計画推進の強化がより必要になってきました。

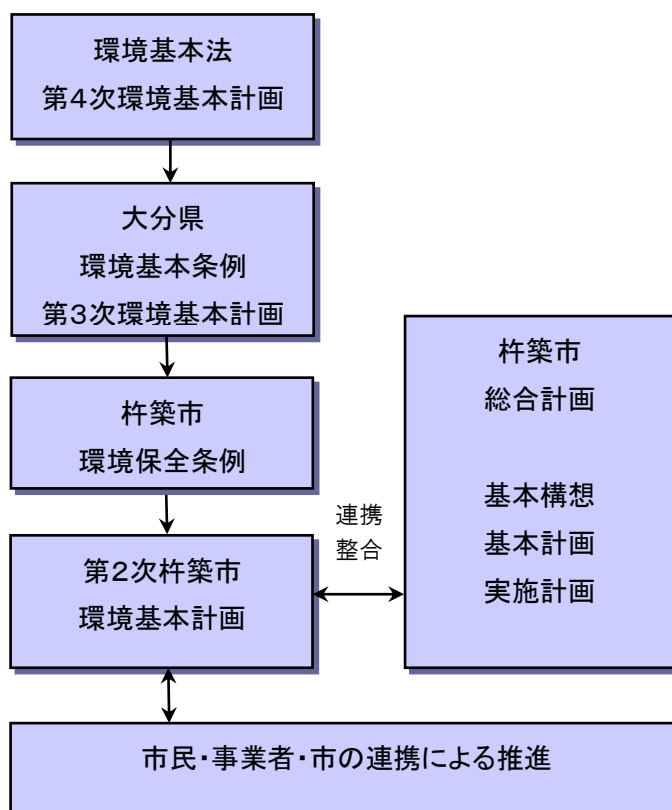
そこで、第1次計画の達成状況と社会情勢等の変化を踏まえ、主要課題の解決に向け実効性の確保を主眼に置いた第2次杵築市環境基本計画を策定するものです。

■第2節 計画の役割と位置づけ

1. 第2次杵築市環境基本計画（以下「第2次計画」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）の基本理念に基づき、杵築市の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実行するものです。
2. 自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を実現するために環境の保全と創造に関する取組みを、すべての人々が一体となり長期的な視点で総合的かつ体系的に推進していく際の基本指針となるものです。
3. 杵築市総合計画のまちづくりの目標について、環境面から方向性を示します。
4. その他各分野の個別計画の各施策に関して、環境面において配慮すべきことを示すものです。

また、優先的に取り組むべき施策や目標を
実現に導くための推進体制を明確にし、各計
画を連携していく役割も果たすものです。

そして、市民や事業者に対して、積極的に
環境保全に取り組む上での方向性を示し、そ
の取組みを誘導する役割を担うものです。



■第3節 計画の主体と役割

本計画を推進するのは、「市民」「事業者」「市」であり、これら3つの主体の協働により計画を推進します。そして、健全で豊かな環境の恵みを受けるのは杵築市に暮らし働く人々であり、そこには、市外から訪れる人々なども含まれます。

各主体は、各々の責任と役割を果たし、協働して環境の保全に取り組めます。

●市民の役割

今日の環境問題は、市民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷も一因と考えられています。また、「自らの環境は、自らがつくる」という自立した意識のもとに、子どもから大人まですべての世代が環境学習に自主的に関わり、積極的な環境保全活動へと展開することが大切です。

参考：環境基本法

（国民の責務）

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

●事業者の役割

事業者は、その事業活動が社会経済活動の中で大きな位置を占め、環境に深く関わっていることを認識し、自らの事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するために必要な措置を講じ、また、事業者も地域社会を構成する一員として、積極的に地域の環境保全活動に協力することが求められます。

参考：環境基本法

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

●市の役割

市は、本計画の目標達成に向けて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県及び周辺市町村と協力して、広域的な取組みを推進しなくてはなりません。市民・事業者の環境に対する意識や行動の醸成に努め、主体的な取組みや主体間の連携・協働を支援・推進することが重要です。また、環境の状況や各主体の環境保全への取組みなど、環境に関するさまざまな情報を広くわかりやすく受発信することが求められます。さらに、自ら環境に配慮した行動に率先的に取り組まなくてはなりません。

参考：環境基本法

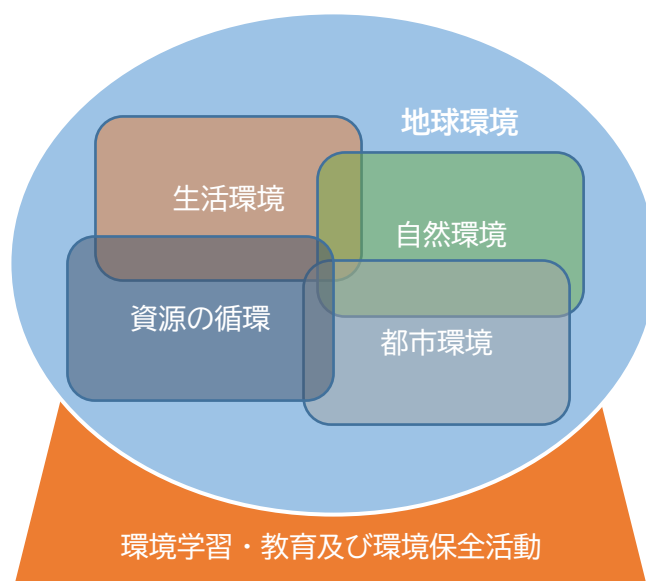
（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■第4節 計画における環境の対象範囲

「環境」を、私たち人間を取り巻く現象ととらえ、土・水・空気・生きものなどの自然的なものから人間の諸活動がもたらす人工的なものまで含めてとらえます。

また、これらの環境に共通して関わりをもち、環境の保全と創造に欠かせない活動である「環境学習・教育及び環境保全活動」も環境の対象とします。



▲環境要素の相互関係

■第5節 計画期間

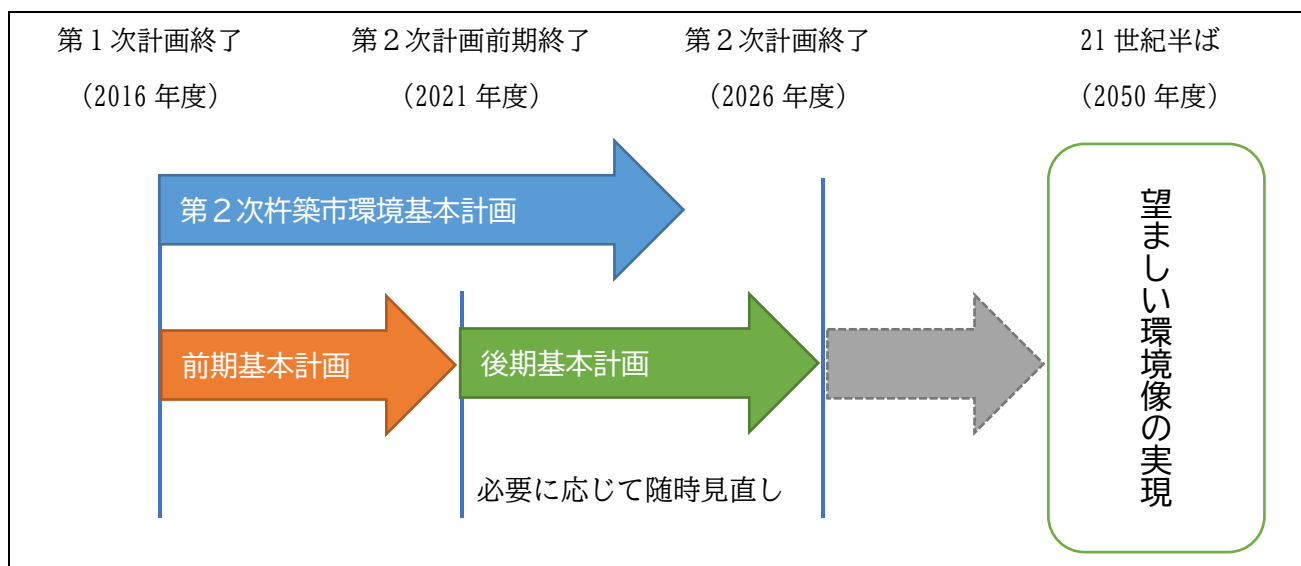
良好な環境の形成には、目先にとらわれない長期的視野が必要です。なぜならば、環境を考えると、将来の世代に対しての責任を果たす必要があるからです。環境の恵みを受けるのは、市民・事業者であり、その人たちが自身が主体となって環境の保全と創造に取り組まないことには、環境は変わりません。

環境の保全と創造を担う「人」が育ち「しくみ」がかたち作られるためには長い時間を要します。

このことから、基本目標の実現は、次世代が育ち活躍するまでを一つの目安とすることが考えられます。したがって、本計画の望ましい環境像や基本目標の達成時期については21世紀半ばとします。第2次計画の実施に向け取り組む施策の基本方向に関しては令和8年度（2026年度）を目標達成年次とします。

さらに、具体的な施策の取組は、実効性を高め、施策の進行管理をする必要性から目標年次を定めるものとし、令和3年度（2021年度）を中期目標とします。なお、目標の性質上、期間を定めないものもあります。

実効性を高めるため、施策の進行管理を図るとともに、今後の社会情勢の変化、国の施策や杵築市の他の関連計画等との連動により、必要に応じて計画を見直します。



■第6節 国・県の環境対策に関する進展

・環境基本計画

国は、法第15条の規定に基づき、平成24年4月27日に第4次環境基本計画を、平成30年4月17日に第5次環境基本計画を閣議決定しました。

目指すべき持続可能な社会の姿として、第4次環境基本計画では「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、※「低炭素」※「循環型」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」、第5次環境基本計画では「環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が光合成・食物連鎖等を通じて循環（物質・生命の「循環」）し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部である。しかしながら、経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この微妙な均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化している。今こそ、自然の摂理と共に生きた先人の知恵も受け継ぎつつ、新たな文明社会を目指し、新しい試みに果敢に挑戦し、イノベーション（革新）をあらゆる観点から積極的に生み出す取組を強化することにより、SDGsを踏まえた持続可能なものへと変えていくことが求められている。私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。このような伝統も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえる。本計画では、環境政策

を通じ「持続可能な社会」を構築し、我が国こそが先んじて「課題解決先進国」になるという、未来志向の捉え方により、山積する課題の解決に取り組んでいく。】とされています。

大分県においても、平成28年3月に第3次環境基本計画を策定（令和2年3月に改訂）し、この中で基本目標を設けています。

1. 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
2. 循環を基調とする地域社会の構築
3. 地球温暖化対策の推進
4. 環境を守り育てる産業の振興
5. すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

また、目指すべき環境の将来像として「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としています。

・地球温暖化対策の進展

平成9年12月COP3の「京都議定書」から曲折を経て、平成27年12月COP21「パリ協定」が採択されました。これは、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるように努力することを目標として盛り込んだ上で、各国の削減目標・発展途上国への支援・温暖化の影響の対策を一部義務化したもので、平成28年10月にインド・中国・アメリカ・EUが相次いで協定を批准し、我が国は令和12（2030）年度における※温室効果ガスを平成25（2013）年度比でマイナス26%（家庭部門39%減）の水準にすることを現在の目標としており、平成28年11月8日国会承認されたところです。

大分県においても「大分県地球温暖化対策地域推進計画（第2期）」と「大分県地球温暖化対策実行計画（第3期）」の二つの計画を統合し改訂・整理し、平成28年3月に「第4期大分県地球温暖化対策実行計画（区域編）」が、令和3年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域編）」が策定されました。

これは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める地方公共団体の実行計画であるとともに、「第3次大分県環境基本計画」の個別計画として位置づけられます。

・循環型社会の実現に向けた取組みの進展

平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会づくりとの統合的取組として、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進、シェアリング等の2Rビジネスの促進・評価、家庭系食品ロス半減に向けた国民運動、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制、未利用間伐材等のエネルギー源としての活用、廃棄物エネルギーの徹底活用、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進及び廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

を掲げています。

中央環境審議会は、毎年度本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行います。

なお、杵築市では、杵築市、別府市、日出町の3市町による広域圏でのごみ収集を実施していることから、別杵速見地域広域市町村圏事務組合により、別杵速見地域循環型社会形成推進計画第二期計画が平成25年12月（平成29年1月変更）に、同第三期計画が平成30年12月に策定されています。

・カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現

令和2年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説において、菅総理は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。」と述べました。

その演説において、「国と地方で検討を行う新たな場を創設する」と述べ、その後、「国・地方脱炭素実現会議」が設置され、令和2年12月と令和3年4月に会議が開催されています。

当該会議では、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うこととしています。

そして、ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移すとされています。

そんな中、菅首相は、令和3年4月22日夜、米国主催によるオンライン形式での気候変動サミット（首脳会議）で演説し、2030年度の温室効果ガス削減目標を現行の「13年度比26%減」から「同46%減」に大幅に引き上げる方針を表明しました。また、第204回国会においては、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正地球温暖化対策推進法）が令和3年5月26日に成立（令和4年4月1日施行）し、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設や地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が盛り込まれました。

・持続可能な開発目標（SDGs）の取組みと実行

2000年9月にニューヨークで開かれた国連ミレニアム・サミットで189人の世界の指導者は「ミレニアム宣言」を承認しました。ミレニアム開発目標（MDGs。開発途上国が対象。）となる節目の年、2015年の9月25日から27日まで、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革す

る持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、１７の目標と１６９のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs。すべての国が対象。）」です。

今日、世界各地で進展がみられますが、２０３０年までにSDGsを達成するには、取り組みのスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。２０２０年１月、SDGs達成のための「行動の１０年」がスタートしています。

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

IPCCは、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称で、１９８８年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。現在の参加国は１９５の国と地域で、各国の政府から推薦された科学者が参加し、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書をまとめ、政策に科学的基礎を与えることが目的です。

IPCCには３つの部会がありますが、このうち、自然科学的根拠に関する第１作業部会の第１４回会合が令和３年７月２６日から８月６日までオンラインにて開催され、各国の政府向けの報告書が提出されました。

その報告書によると、各国が最善の地球温暖化対策を講じても世界の平均気温の上昇幅が今後約２０年で１．５度（産業革命前比）に達すると推計しています。

また、報告書ではほかにも温暖化については「人間活動の影響は疑う余地がない」と断言しています。一方、世界全体で２０５０年頃にカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量の実質ゼロ）を達成するシナリオでは、今世紀中ごろから気温の上昇幅は縮小していくと予測しています。

・※生物多様性保全対策の強化

地球温暖化による環境変化や人間活動による生物の生息地の破壊や乱獲などのために、地球上の生物多様性は、急速に失われつつあり危機的な状況にあるとされています。

この状況に対応するため、平成２４年９月には「生物多様性国家戦略２０１２－２０２０」が閣議決定されました。これは、生物多様性条約第１０回締約国会議（COP１０）において採択された※「愛知目標」に向け、今後の自然共生社会のあり方を目標とするものです。

大分県においてもこれを踏まえ、平成２８年３月に、第２次生物多様性おおい県戦略（２０１６－２０２０）を策定しています。これは、「愛知目標」を踏まえた長期的な目標及び基本方針を定めた戦略です。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年１０月から令和３年５月に延期された生物多様性条約第１５回締結国会議（COP１５）が再度延期されたことで、次期国家戦略の策定も遅れており、県の戦略も期間を２年延長する変更を行い、目標年についても、今回の変更に合わせて新たに令和４年（２

022年)に再設定されています。

・環境教育の重要性の高まり

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育推進法」という)は、平成24年10月に施行され、よりさらなる協働の重要性や幅広い実践的人材づくり、環境教育の充実を図る法整備が進み、環境教育の重要性はますます高まっています。

大分県においても第2次大分県環境教育等行動計画を平成28年3月に、第3次計画を令和2年3月に策定しています。これは、県民一人ひとりが環境に関する意識を高め、環境保全について自ら考え、主体的に行動することができる人材の育成を目指しています。また、※環境教育アドバイザーの派遣等を行い市町村民及び県民への働きかけを行っています。

第2章 杵築市の環境の状況

■第1節 市の概況

1. 位置

本市は、大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、東は国東市、北は豊後高田市、西は宇佐市、南は日出町と接しており、東西約29km 南北約23km、総面積280.08km²に及びます。

東に大分空港、南に日出町を経て別府市・大分市へ通じます。

2. 沿革

現在の本市は、奈良・平安時代に豊後国8郡中の速見郡、國崎郡の一部であり、速見郡は、朝見、八坂、由布、大神、山香の5郷から、國崎郡は武蔵、安岐などからなっていました。その後、本地域も荘園化の時

流により宇佐神宮所縁の荘園となりました。源平の合戦時代には、後白河法皇から九州における平家追討の院宣を受け活躍した豊後の武将、緒方三郎惟栄が本地域を支配していました。鎌倉時代、1196年に大友能直が豊前豊後守護職となり、その後、和漢将軍の名で呼ばれた大友親重が、1250年に速見郡木付村に入部し、姓を「木付」と改め、1394年には4代木付頼直によって木付城が築城されました。同じく鎌倉時代の大田地域では、田原泰広が1213年に田原荘に入部しています。

戦国時代を経て、1599年に細川忠興が徳川家康から速見・国東（6万石）を拝領し、木付に城代を置き、その2年後の1601年に豊臣秀吉の甥である木下延俊が速見郡のうち3万石に封ぜられ、山香郷をその領下に置きました。

その後木付では、1632年に小笠原忠知が城主に、1645年には松平英親が城主になり、1712年に「木付」を「杵築」と改めました。

明治に入り、明治4年廃藩置県により、杵築地域と大田地域は杵築県に、山香地域が日出県と日田県に分割されました。その後、明治11年の郡区町村編成法施行に伴い、本地域は杵築市の一部を除き速見郡となりました。明治22年に市町村制、府県制が施行されたことで、現在の市域内にそれぞれ複数の町村が制定され、その後、いわゆる「昭和の大合併」により「杵築市」「山香町」「大田村」の1市1町1村となっていました。平成17年10月1日に合併し、新生「杵築市」が誕生し現在に至っています。

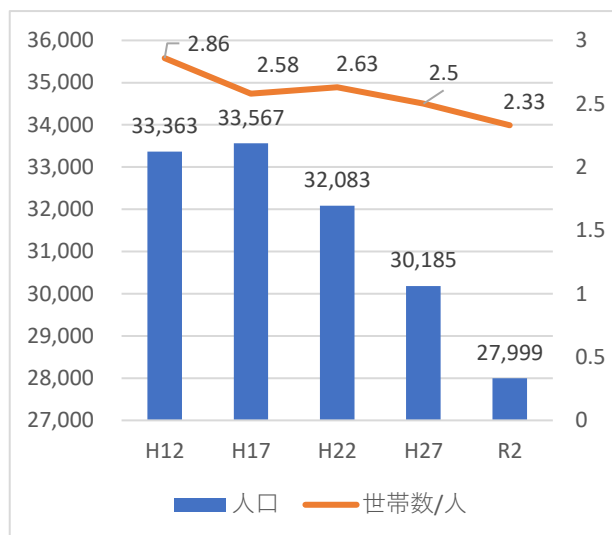


【図 位置図】

3. 人口

人口は、平成17年に少し増加しましたが、その後減少傾向にあり、平成27年国勢調査では30,185人、令和2年国勢調査では27,999人となっています。また、世帯当たり人口についても減少しています。

65歳以上の高齢化率は、平成17年の30.1%から平成27年には35.2%、令和2年には37.1%となっており、全国の高齢化率28.6%を大きく上回っています。

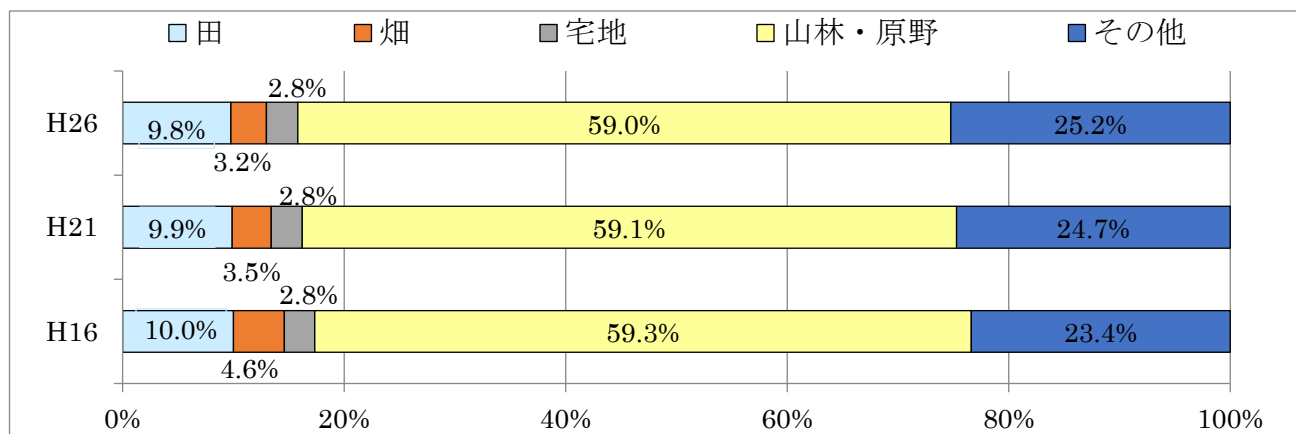


年	H17 年		H22 年		H27 年		R2 年	
年齢 (3 区分)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
15 歳未満	4,000	11.9%	3,792	11.8%	3,482	11.5%	2,943	10.5%
15～64 未満	18,824	56.1%	18,035	56.2%	16,068	53.2%	13,487	48.2%
65 歳以上	9,807	29.2%	10,075	31.4%	10,378	34.4%	10,378	37.1%
年齢不詳	936	2.8%	181	0.6%	257	0.9%	1,191	4.2%

【表 年齢別人口】資料国勢調査

4. 土地利用

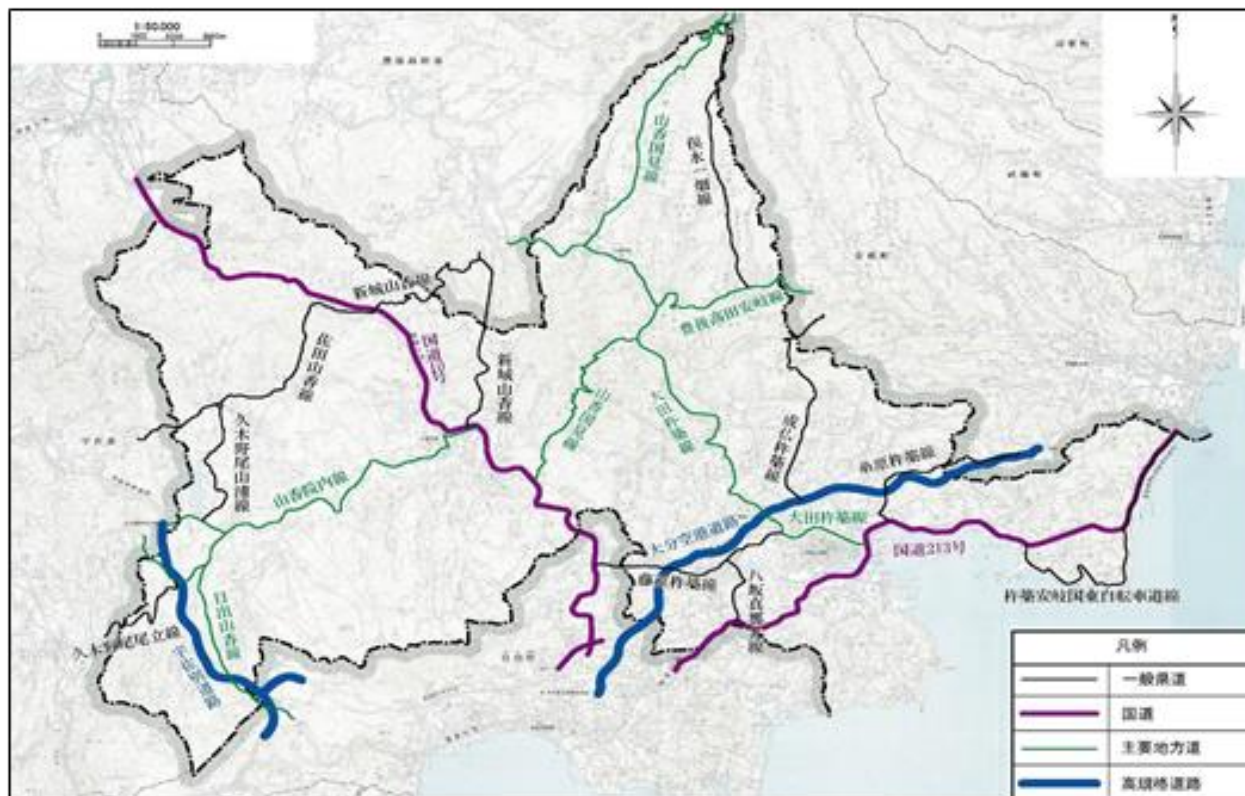
総面積の約59%が山林・原野を占め、次いでその他約25.8%、田約9.5%、畑約3.0%、宅地約2.8%となっています。田・畑の面積が減少しています。



【図 地目別土地利用の状況】資料：大分県統計年鑑

5. 交通

大分空港から近距離に位置し、東九州自動車道、大分空港道路などの整備に伴い、速見インターチェンジをアクセス拠点とした東西南北を結ぶ高速道路交通網の要衝として今後より一層の発展が期待されます。また、JR九州の日豊本線が南北に貫き、特急列車の停車する杵築駅を含む3つの駅が市民をはじめ、旅行者等の利便性の確保に貢献しています。



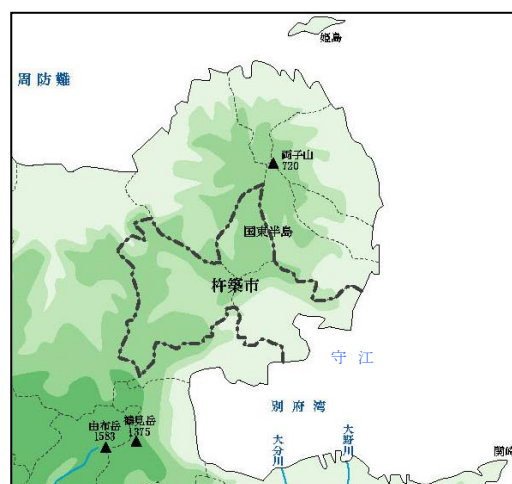
【図 交通の状況】

■第2節 自然環境

1. 地形

東に伊予灘、南に別府湾と東南部は眺望の美しい海岸線、北は両子山から連なる山々、西は鹿鳴越山系、雲ヶ岳など、北西部は200m から600m 級のなだらかな山々に囲まれた地形を形成しています。

丘陵性山地に囲まれたすり鉢の地形で、その底面部に八坂川と高山川の下流の※沖積（ちゅうせき）平野が形成され、東部が開けて守江湾を抱いた形となっています。

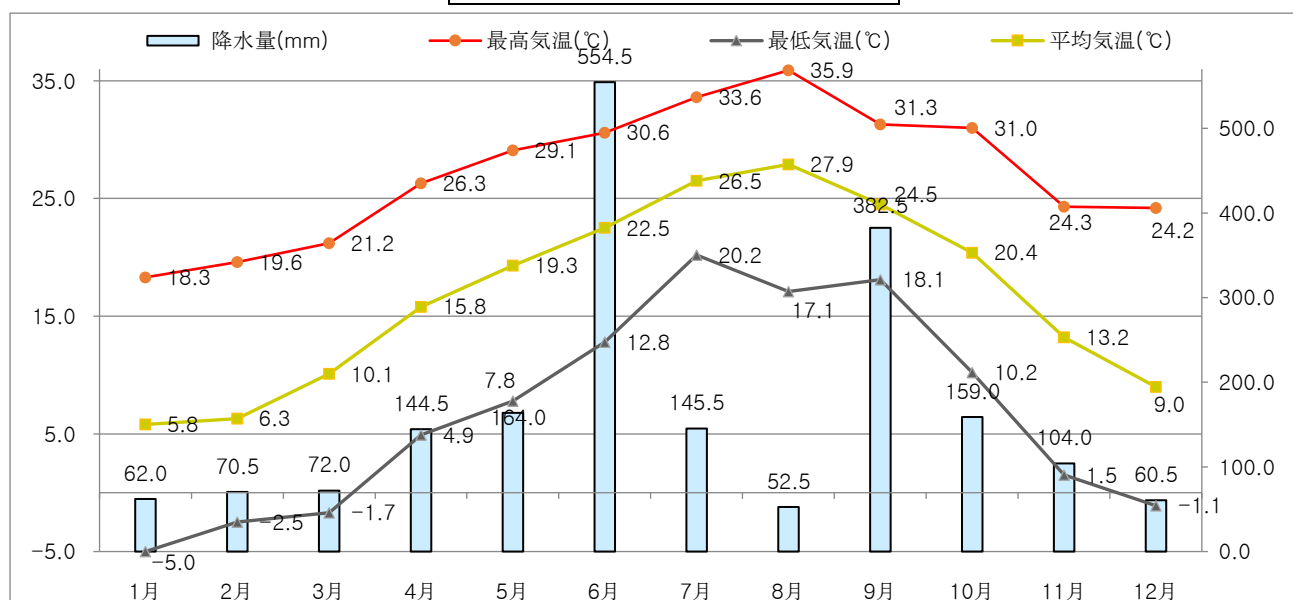


【図 地形】

2. 気象

「瀬戸内海型気候」と呼ばれるこの気候特有の温暖な気候の恩恵を受けており、年間平均気温は16℃程度、年間平均降水量も1,400mmから1,600mm程度で積雪もほとんどなく、年間を通じて過ごしやすい気候です。

気温と降水量の年間推移平成28年



3. 水系

本市の主な河川としては、二級河川で県内第2位の流域面積を誇る八坂川（流域面積147.4km²）をはじめ、立石川、桂川、安岐川、高山川、江頭川、天村川、住吉川等があります。

平成12年3月八坂川の錦江橋から上流4.6kmの河川改修が行われ、蛇行部をショートカットし、川幅を150mに拡幅して氾濫のリスクが軽減されました。また、改修を行うにあたっては、市民に親しまれるように自然環境にも配慮した工事が行われました。

4. 守江湾

守江湾は、国東半島南部（別府湾の北部）にあって、守江湾の東側には住吉浜の砂嘴（さし）が突き出しています。

この砂嘴が天然の防波堤の役割を果たし、砂嘴の北側には非常に静かな守江湾が形成されています。

なお、守江湾は※「日本重要湿地500」に指定されています。

一方、守江湾の南側には海食崖の権現鼻があり、別府湾を区切っています。



砂嘴：沿岸流により運ばれた漂砂が清水域で堆積し形成される嘴（クチバシ）形の地形

湾内では、八坂川や高山川の河口近くの川底の勾配が緩やかなため、川から運ばれた細かい土砂が堆積しやすく、東西約1.5km・南北約2kmの広大な※干潟が形成されています。



権現鼻



守江湾干潟

5. 希少種の生息地

守江湾の干潟には、環境省から※絶滅危惧Ⅰ類に指定され「生きている化石」といわれる「カブトガニ」やアオギスの生息地になっています。

また、希少種に指定されたクロシジミ、ハッチョウトンボも市内に生息しています。さらに国東半島では、県の希少野生動植物に指定されているイワギリソウが生育しています。



カブトガニ (カブトガニ科)

主に干潮時に干潟のできる砂泥質の内湾に生息し、成体で体長50～60cmになる。干潟や沿岸の埋立事により生息地が狭まることが懸念される。



クロシジミ (シジミチョウ科)

草原疎林や荒れ地、堤防草地などで生息する、大型のシジミチョウ。夏に成虫となる。観光開発、宅地開発などによって生息地が改変されることが懸念される。



ハッチョウトンボ（トンボ科）

日当たりの良い丘陵地や浅い湿原に棲息する。20mm弱でトンボの仲間では、国内最小。湿地の開発や土砂の流れ込みによる湿地の陸化で、消滅が懸念されている。



イワギリソウ（イワタバコ科）

丘陵地の岩上に生育する、草丈10～20cmの多年草。花期は5～6月。乱獲などにより、減少が懸念されている。

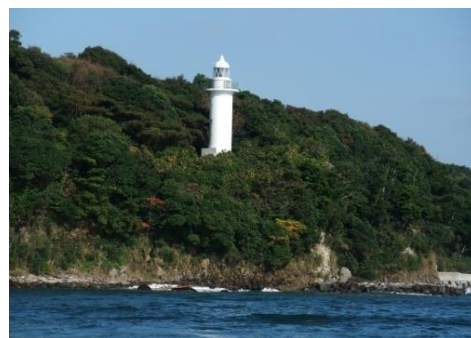
6. 自然景観など

※「日本の白砂青松100選」や※「快水浴場百選」に選ばれた奈多・狩宿の海岸線は、南北2kmにおよぶ白い砂浜と老松などの景勝として有名であり、白石鼻、住吉浜など、海岸線は変化に富んださまざまな美しい自然景観を形成しており、国東半島県立※自然公園にも指定されています。



奈多・狩宿海水浴場

「快水浴場百選」に選定されている奈多・狩宿海水浴場は、清らかな水辺として高い評価を受けています。



白石鼻灯台

また、国東半島の付け根に位置する田原山（鋸山（のこぎりやま））は、鋸の歯のような岩峰が連なる山として※大分百山の一つとして、知られています。市街地を囲むように広がる田園風景や山沿いに点在する里山風景など日本の原風景が形成されています。



田原山（鋸山）の岩峰群

鋸の歯のような岩峰が連なる山として有名です

7. 世界農業遺産への認定

平成25年5月、石川県七尾市で開催された国連食糧農業機関（FAO）において、国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されました。

「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐地域の農林水産循環」とし、効率的な土地・水利用が実践され、豊かな農村文化が形成されている国東半島宇佐地域では、豊かな農林産物と生態系をもたらすクヌギ林とため池による循環型農林業が長きにわたり行われてきました（ため池の数は大分県内で最も多い）。

国東半島宇佐地域は、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町からなります。

世界農業遺産とは

食料の安定確保を目指す国際組織である、国際連合食糧農業機構（FAO）が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む）を認定し、その保全と持続的な活用を図るものです。

（注）世界農業遺産においては「土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり」と定義。

■第3節 都市環境

1. さまざまな公園

本市には、杵築市海浜夢公園などの都市公園が23ヶ所、甲尾山風の郷公園などの普通公園等が16ヶ所あります。そのほか横岳自然公園など自然を活かした公園が整備されています。

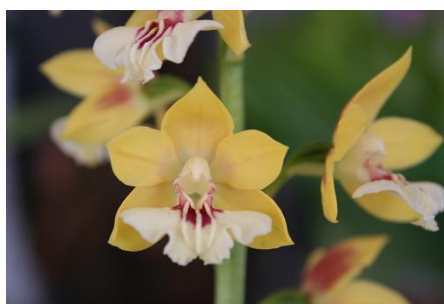


杵築市海浜夢公園



横岳自然公園

2. 市の花「エビネ」市の木「豊後梅」



市花【エビネ】



市木【豊後梅】

3. 伝統行事

7月の「天神祭」、10月の「白鬚田原神社どぶろく祭り」が有名です。

また、県指定無形民俗文化財の「若宮楽」「立石楽」「奈多宮の御田植祭」「杵築若宮八幡社の御田植祭」など地域での継承活動を行っています。



天神祭り



どぶろく祭り

4. 歴史文化財

令和3年3月末現在、国指定文化財が11件（うち指定8、選定1、登録1、選択1）、県指定文化財が48件（うち指定46、選択2）、市指定文化財が129件あります。

5. 観光交流促進と連携した歴史的なまちなみ景観の保全と活用

南北の高台に武家屋敷群、その間の谷筋に商人の町があり、特徴的な街並みを形成しています。南北の高台の「北台」「南台」は歴史的な建造物（大原邸や中根邸などの武家屋敷）、工作物（土塀や石垣、生垣、坂など）、環境物件（蘇鉄など）また、昔の屋敷地割を良好に留めていることから、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保存計画で歴史的街並みの景観保全や活用をしています。この北台・南台の重要伝統的建造物群保存地区と、商人の町をつなぐことにより、地域の貴重な観光資源として、今後も歴史的街並み景観に配慮した居住環境の整備や商業環境機能の充実を行うとともに、環境保全を観光振興の面から連携して取り組んでいくことが重要です。



酢屋の坂



磯谷邸



南台武家屋敷通り

■第4節 生活環境

1. 騒音

騒音に係る※環境基準類型指定地域（山香地域含む）16地点において、騒音測定を行っています。

道路交通騒音（5地点）及び一般環境騒音（11地点）は、環境基準を達成しています。

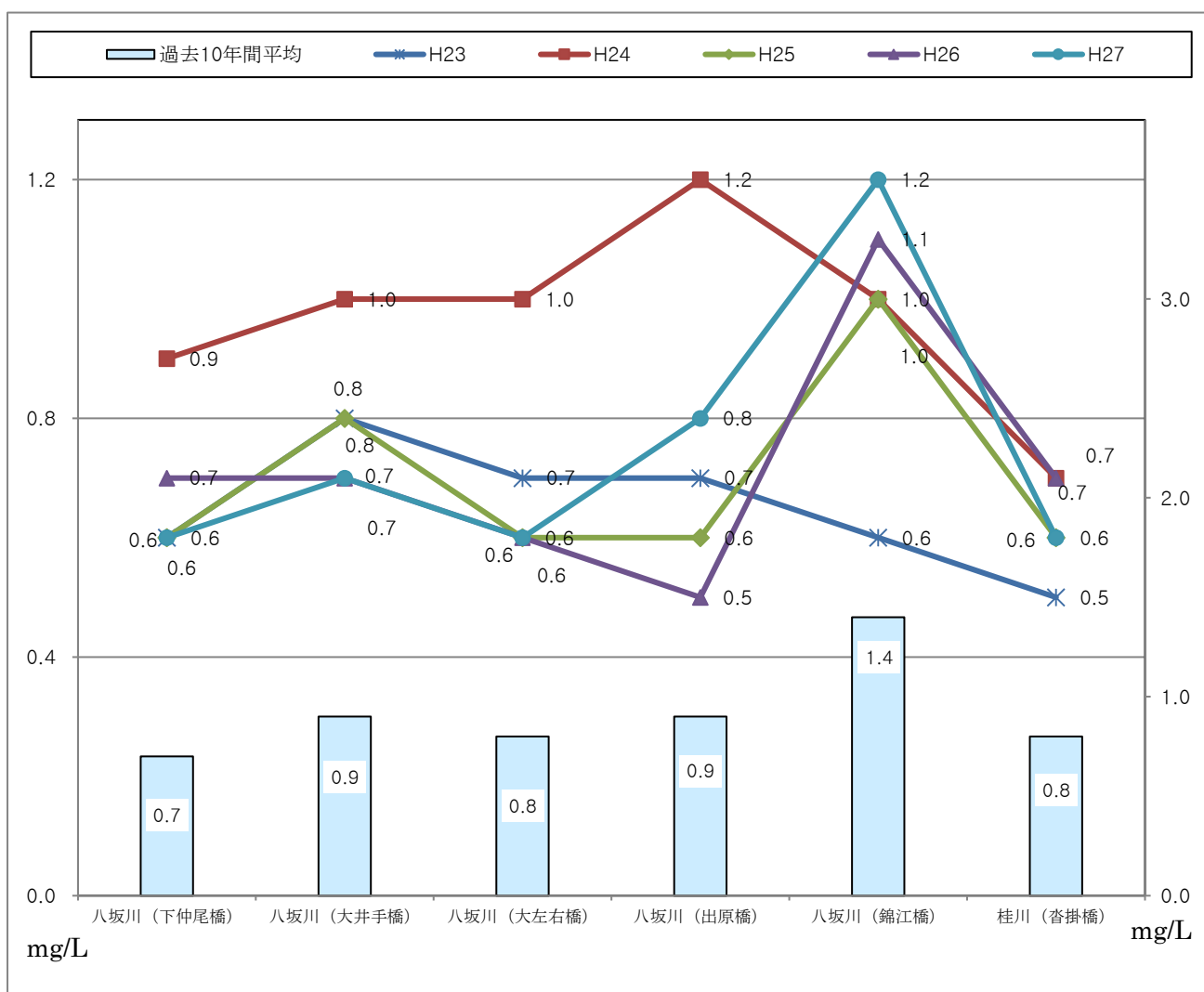
2. 水質（河川・海域）

河川18地点（P21参照。令和2年度から16地点に変更。）、海域5地点の計23地点で水質汚濁の状況を調査しています。

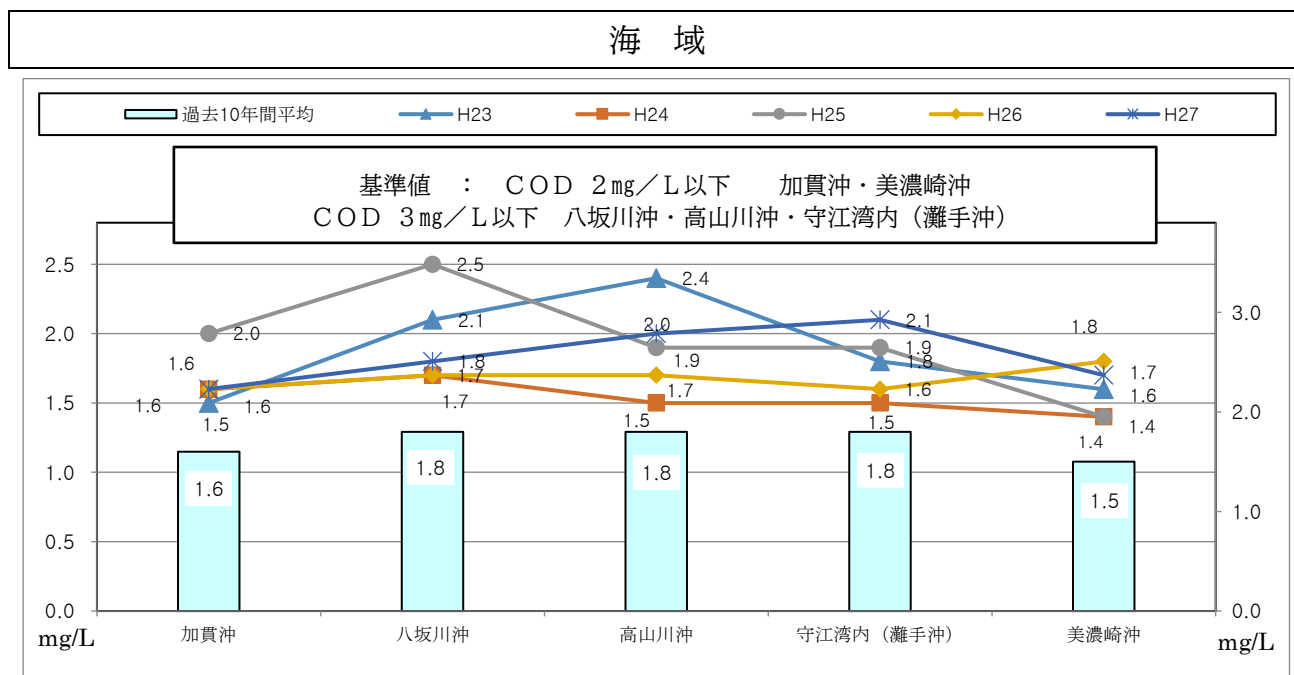
※水質上、人の健康の保護に関する環境基準（生活環境項目）であり、水の汚濁指標を示すもの。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、河川ではBOD、湖沼と海域ではCODが定められています。

八坂川・桂川においては、※生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準が定められています。

下図は、八坂川・桂川のBOD測定結果の推移です。安定していると考えられますが、今後も県等の協力を得ながら継続して調査を行います。



次の図は、加貫沖・八坂川沖・高山川沖・守江湾内（灘手沖）・美濃崎沖の※化学的酸素要求量（COD）測定結果推移です。環境基準値を満たしていますが、こちらも県等の協力を得ながら今後も継続して調査を行います。



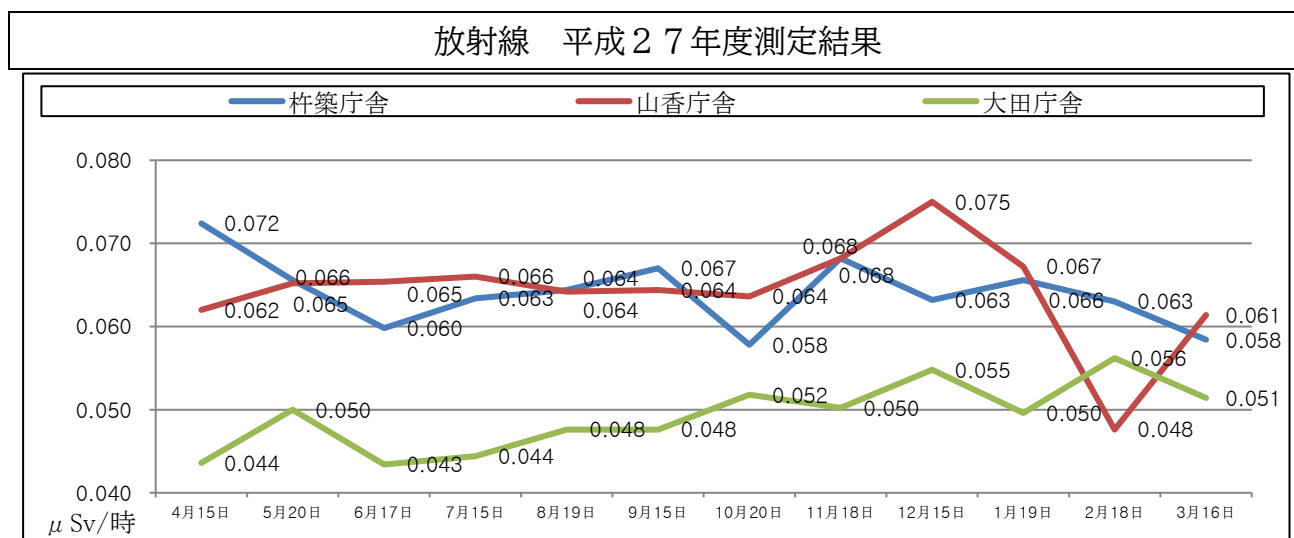
3. 大気の状態

本市では恒常的に大量の粉塵等を出す企業はありません。しかし、中国からの黄砂等の影響により※PM2.5の注意喚起が全県下に発令された（平成25年12月6日）こともありました。

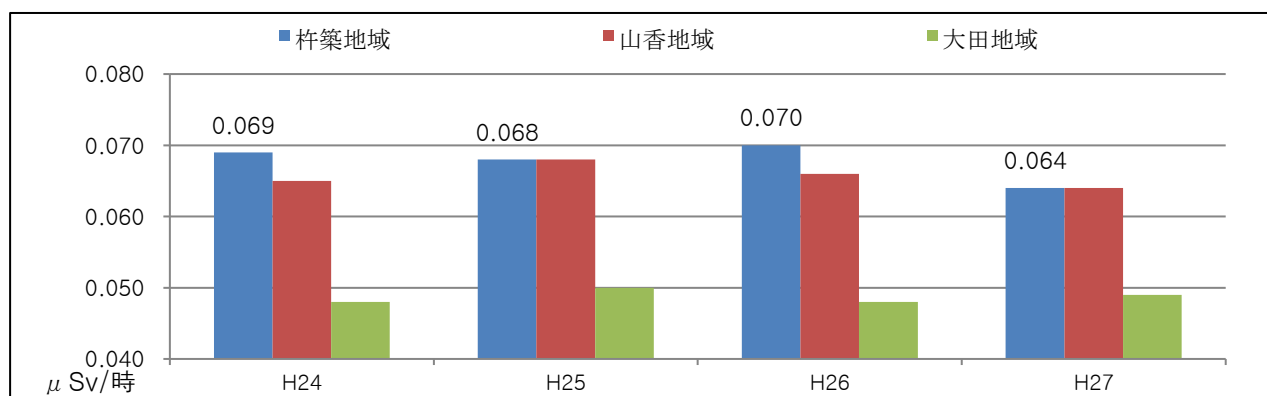
現在本市が直接調査を行っていないものの、県が24時間体制で調査しており大気状況次第では緊急連絡態勢を整えています。

※放射線量については、平成23年10月から本市が独自に月1回放射能測定を行っており、特に問題のある数値は検出されておりません。

次の図は、平成27年度の測定結果及び平成24年度から27年度までの測定結果の平均値です。



平成24年度～平成27年度平均値



・国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告を行っている暫定基準値として、一般の人に対する放射線量を3つの範囲で設定しています。

- ・緊急時 20～100mSv（ミリシーベルト）/年
- ・復旧時（事故後の復旧時）：1～20mSv（ミリシーベルト）/年
- ・平常時 1年程度の期間の線量としての範囲：1mSv（ミリシーベルト）/年以下

・暫定基準値の平常時 1mSv（ミリシーベルト）/年 = 1,000 μSv（マイクロシーベルト）/年。

・平成27年度に測定した中で最も高い値 0.075 μSv（マイクロシーベルト）/時間から算出
 $0.075 \mu\text{Sv（マイクロシーベルト）/時間} \times 24 \text{時間} = 1.8 \mu\text{Sv（マイクロシーベルト）/日}$
 $1.8 \mu\text{Sv（マイクロシーベルト）/日} \times 365 \text{日} = 657 \mu\text{Sv（マイクロシーベルト）/年}$
 $657 \mu\text{Sv（マイクロシーベルト）/年} = 0.657 \text{mSv（ミリシーベルト）/年}$

4. 下水道整備

令和2年度時点の※合併処理浄化槽も含めた生活排水処理人口普及率は、61.5%で、大分県の生活排水処理普及率79.0%と比べて低い状況にあります。

R3.3.31 現在

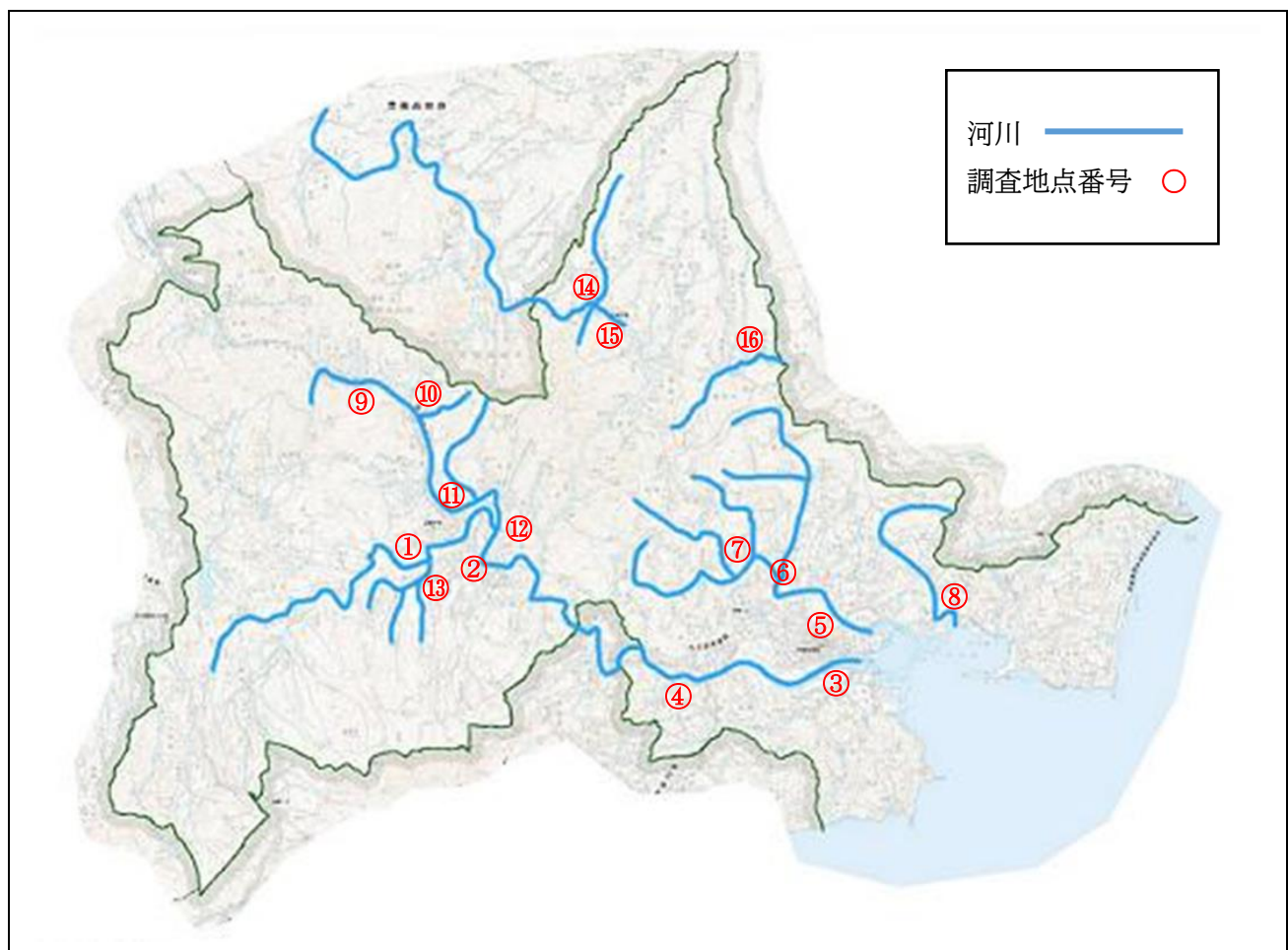
行政区域 内人口 (A)	処理区域内人口					普及率 (B) / (A) × 100
	公共下水道	特定環境 公共下水道	※農業集落 排水施設	合併処理 浄化槽	合計 (B)	
28,014 人	7,495 人	2,376 人	1,772 人	5,589 人	17,232 人	61.5%

下水道普及率：42%
 （公共下水道＋集落排水施設）

参考：令和2年度河川水質調査地点図（単位：mg/L）

地点番号	河川名	採水地点	BOD
1	八坂川	下仲尾橋	0.5
2		大井手橋	0.6
3		杵築橋	0.7
4		出原橋	0.6
5	高山川	永代橋	0.8
6		溝井川合流点	1.4
7	溝井川	荒平川合流点	0.6
8	江頭川	王子橋	0.9

地点番号	河川名	採水地点	BOD
9	立石川	竜ヶ尾橋上流	0.9
10		国徳川合流点	0.8
11		小谷川合流点	0.8
12		新井出井堰	0.7
13	樋掛川	樋掛川橋	0.5
14	桂川	白鬚橋	0.6
15	石丸川	当ノ木橋	0.6
16	安岐川	赤松橋	0.5



■第5節 資源の循環

1. ごみの排出量

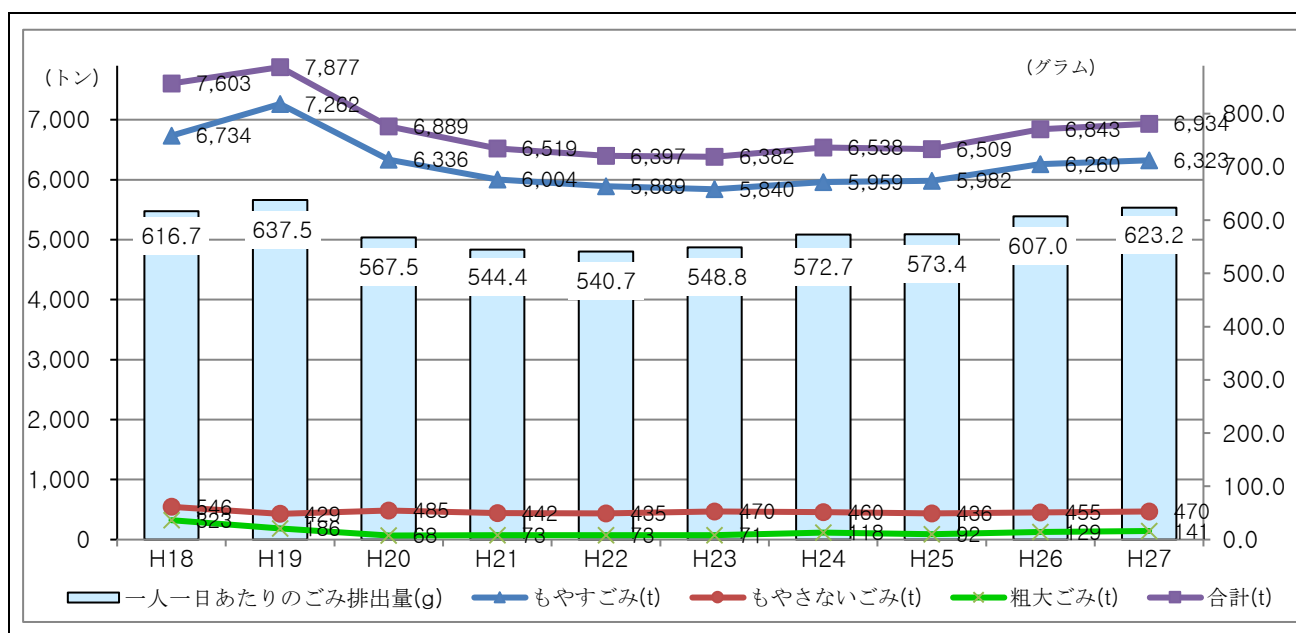
杵築市・別府市・日出町のごみ処理は、藤ヶ谷清掃センターにおいて行っています。藤ヶ谷清掃センタ

一における事業系ごみを含んだ処理量は、平成13年度から、平成22年度までは微減でしたが、平成27年度にかけては微増です。

ごみの種別（可燃・不燃・粗大）においても同じ傾向であり、市民一人あたりの1日平均のごみ排出量についても微増となっています。

平成27年度の市民一人あたりの1日平均のごみ排出量は約623gでした。

ごみ排出量の推移

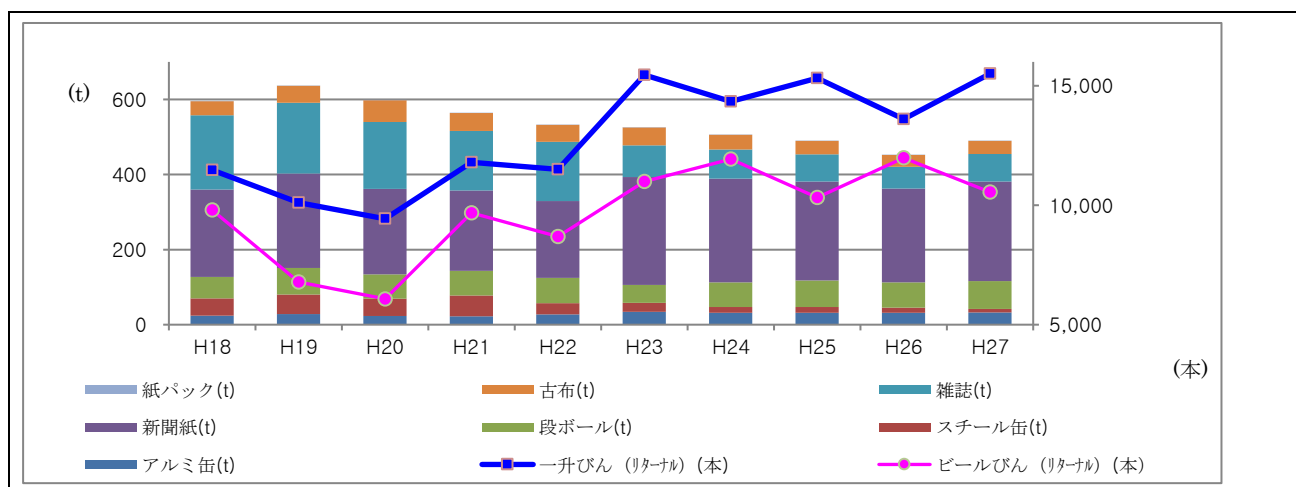


2. ごみのリユース（再使用）、ごみのリサイクル（再資源化）

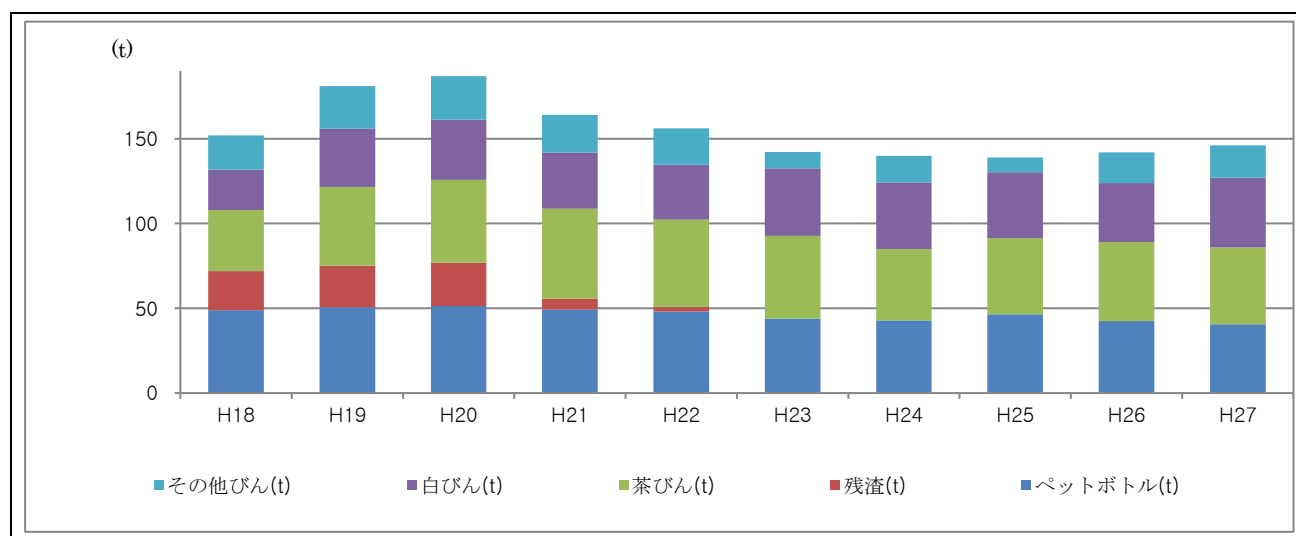
本市では、缶・びん・ペットボトル・古紙・古布の回収を行い、ごみの再使用、再資源化に努めています。平成23年度からびん（リユースびん除く）・ペットボトルを※公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡しを行っています。

収集量については、雑誌（古紙）が平成23年度から減少しています。

資源ごみ収集量年度別推移



資源ごみ容リ協引渡量年度別推移



第6節 環境活動の状況

1. 地球環境保全活動と参加・協働

【太陽光発電設備の導入】

本市では、※エコエネルギーの導入を推進しています。

市が管理している施設における太陽光発電設備導入状況は右表のとおりです。

施設名	発電出力
山香小学校	30kw
杵築小学校体育館	49kw
市役所 山香庁舎	20kw
健康推進館健康ふれあいプール	50kw
杵築十王教育文化会館	10.5kw



健康ふれあいプール

【緑のカーテンづくりへの取組み】

地球温暖化防止のためのライフスタイルを実践する※緑のカーテンづくりを推進しています。自宅や公民館、また、店舗や事業所等で緑のカーテンづくりに取り組んでいただく方へ、アサガオやゴーヤの種子等を無料配布しました。また、学校等の公共施設での緑のカーテンづくりにも取り組んでいます。



緑のカーテン（導入例）

【環境マネジメントシステムの導入】

導入を推進しています。

市内においても、環境マネジメントシステムの一つである※「エコアクション21」の認証・登録を受けている業者（令和3年9月現在1社）があります。

2. 環境団体などの環境保全活動

本市を中心に活動を行っている環境団体の主な活動内容を分類すると大きく「自然保護活動」「清掃・美化活動」「環境啓発活動」の3つに分類されます。

3. 自然保護活動

守江湾のカブトガニなどの保護を目的とした生態観察や産卵場所の清掃、ホタルの生息環境整備や河川や砂浜のごみ拾いなどが行われています。

4. 環境啓発活動

※廃食用油を使用した石鹸づくりや※コンポストを用いた講習会を開催し、啓発に努めています。また、杵築市食用廃油回収事業として実施団体へ廃食用油を持ち込んだ個人に対して、持込量に応じてもらえるごみ袋を支給しています。実施団体に対しては、市から25円/Lを活動資金として補助を行っています。また、キツキ環境センターにおいて、小学生を対象としたごみ処理に関する社会見学の受け入れを行っているほか、下水処理場においては污水处理に関すること、杵築市浄水場においては八坂川の水から生活用水をつくる仕組みについて全世代を対象とした施設見学の受け入れを行っています。

5. 清掃・美化

まちの美化を目的とした定期的なまちの清掃をはじめ、公園・街路・観光地などの定期的な清掃などが行われています。その中で、市民と行政が協働で進めるまち美化プログラム「きつき※アダプトプログラム」も徐々に活動の輪を広げており令和3年3月現在17団体が活動されています。

6. おおいたうつくし作戦への参画

県が平成15年から展開してきたごみゼロおおいた作戦は、平成28年度から新たに「おおいたうつくし作戦」として取り組むことになりました。

これは、これまでのごみゼロおおいた作戦の成果をステップアップさせた

地域活性化型の取組みであり、まちづくり（地域の活性化）、ひとづくり（人材の育成）、なかまづくり（持続可能な活動基盤づくり）の3つのアクションとこれによる好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととしています。

「うつくし」の「う」：海（海、河川、などの豊かな水、貴重な干潟 など）

「つ」：土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイト など）

「く」：空気（澄んだ大気、さわやかな風 など）

「し」：森林（豊かな自然の象徴をあらわす）



なお、大分県では「おおいたうつくし作戦」のけん引役を担う「おおいたうつくし推進隊」の募集を随時行っており、杵築市においては杵築市環境ネットワーク、杵築市まちピカ運動推進委員会、八坂かっぱクラブ及び奈多狩宿住吉海岸の松林を守る会が登録しています。



杵築市まちピカ運動推進委員会による環境美化活動 場所：杵築市海浜夢公園

第3章 市民の取組状況（市民アンケート結果）

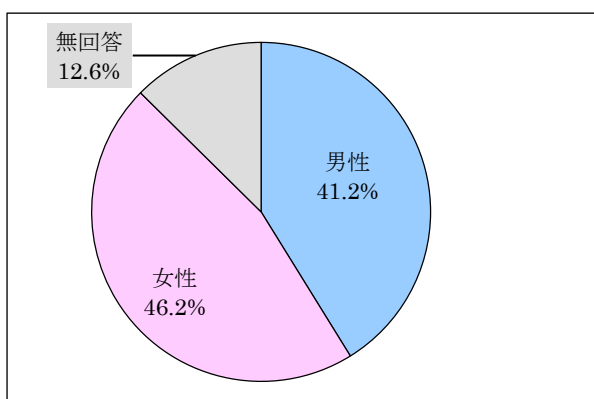
1. アンケート概要

◆配布数・回答数

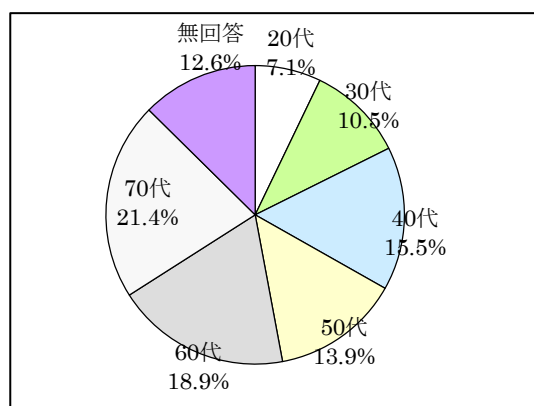
第2次杵築市環境基本計画（平成29年度～令和8年度）の策定にあたり、平成28年度に実施したアンケートの結果です。本計画の基礎資料となっています。

送付件数	600件
回答件数	238件
回答率	39.7%

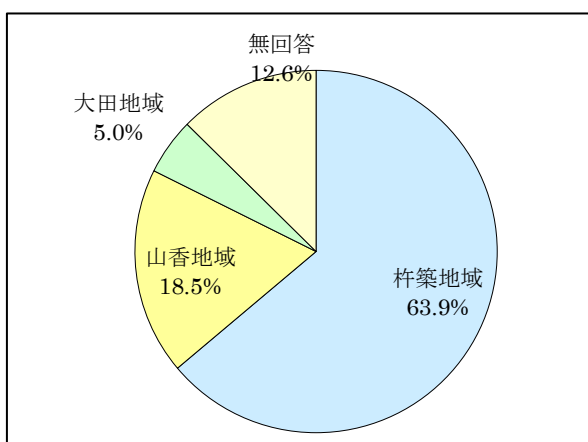
◆回答者の属性 ※端数処理のため合計が100%とならない場合があります。



【性別】



【年代】



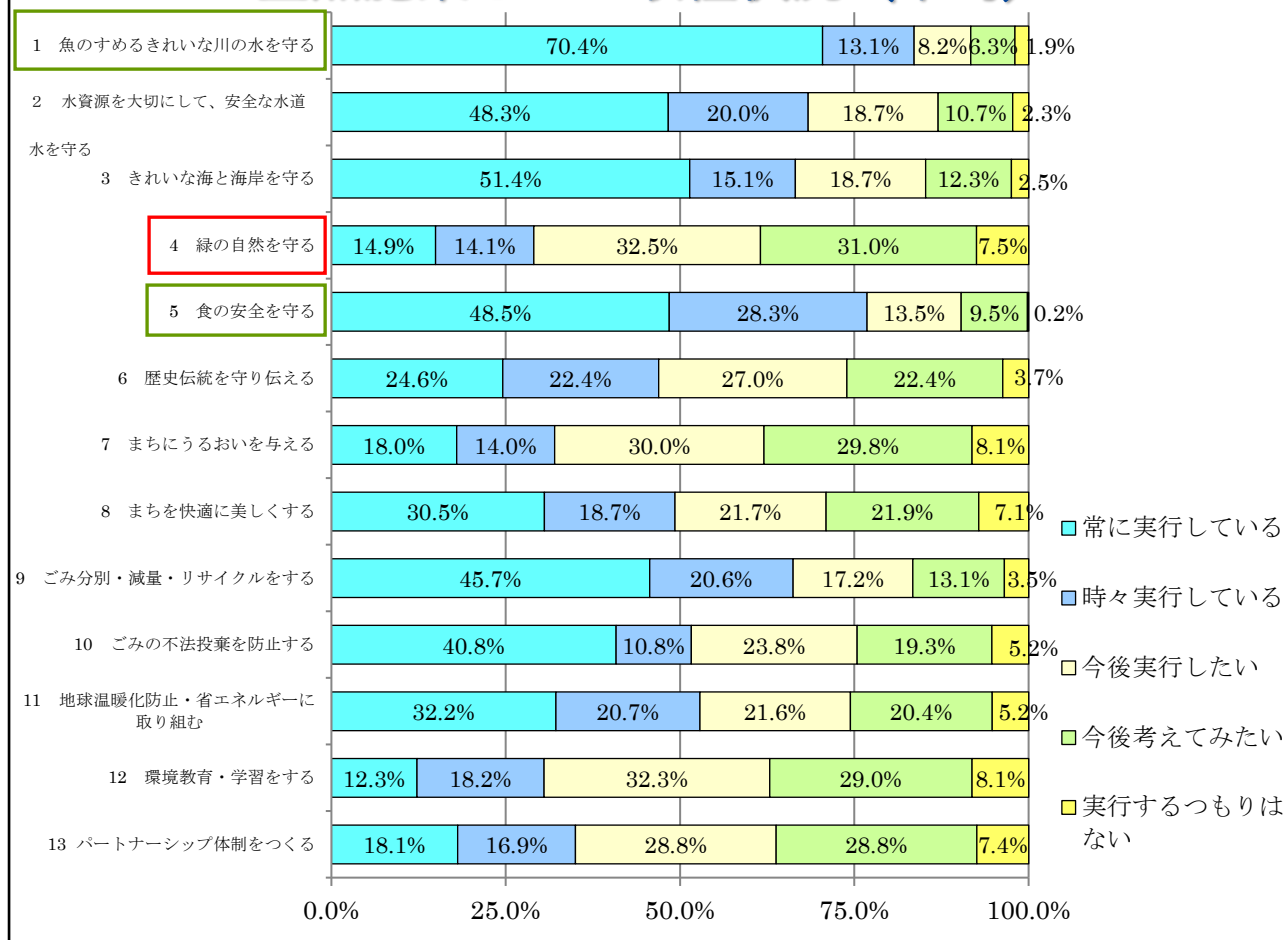
【居住地域】

2. アンケート結果まとめ

◆重点施策ごとの取組状況について

重点施策1～13の取組について集計しています。「常に実行している」「時々実行している」「今後実行したい」「今後考えてみたい」「実行するつもりはない」の5段階結果を集計しました。重点施策ごとに各項目の取組状況を平均すると以下の表となります。

重点施策ごとの取組状況（平均）



・現在実行している人の割合が高い（70%以上）は

「重点施策1 魚のすめるきれいな川の水を守る」・・・83.5%

「重点施策5 食の安全を守る」・・・76.8%

参考

・現在実行している人の割合50%以上70%未満

「重点施策2 水資源を大切に、安全な水道水を守る」 68.3%

「重点施策3 きれいな海と海岸を守る」 66.5%

「重点施策9 ごみ分別・減量・リサイクルをする」 66.3%

「重点施策10 ごみの不法投棄を防止する」 51.6%

「重点施策11 地球温暖化防止・省エネルギーに取り組む」 52.9%

・現在実行している人の割合が低い（30%未満）は

「重点施策4 緑の自然を守る」・・・29.0%

以下、取組項目について現状の「満足度」と今後の取組みの「重要度」について5段階評価結果を集計しました。

①現在の満足度

本市の満足度の平均値は2.36となりました。満足度指数の最高値は、「空気のきれいさ」3.49。最低値は「省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進」1.68。

順位	取組項目	満足度
1	(1) 空気のきれいさ	3.49
2	(2) 騒音の少なさ	3.20
3	(3) いやなにおいなどの悪臭の少なさ	3.14
4	(10) 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	2.86
5	(14) 緑の多い山林の自然や景観の保全	2.66
6	(13) おいしい水道水の供給	2.64
7	(4) 海や川のきれいさ	2.59
8	(18) 安全・安心な食品や農林水産物の提供	2.58
9	(7) 通りの広告看板、まちなみの景観	2.44
10	(20) 地域の祭り、伝統行事、歴史伝統文化の継承	2.43
11	(6) 歩道の安全性・快適性	2.28
12	(19) 史跡や文化財の保護	2.27
13	(12) ごみの減量化やリサイクル	2.18
14	(8) ごみ、タバコのすいがらのポイ捨て・犬のふんの始末などのマナー	2.11
15	(21) 生活排水・事業所排水などの処理	2.10
16	(5) 広場や公園の多さ	2.08
17	(9) 不法投棄の取り締まり・防止	1.96
18	(15) 農地の保全	1.95
19	(22) 住民・行政・企業の連携、協力体制	1.83
20	(16) 環境教育・環境学習に関する取り組み	1.72
21	(17) 自然に親しめるレクリエーション施設などの整備	1.70
22	(11) 省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進	1.68

満足度は、「満足」＝4点、「やや満足」＝3点、「やや不満」＝2点、「不満」＝1点、「わからない」＝0点として無回答を除く回答者の加重平均得点を、満足度指数とします。

□：平均以下（満足度低）

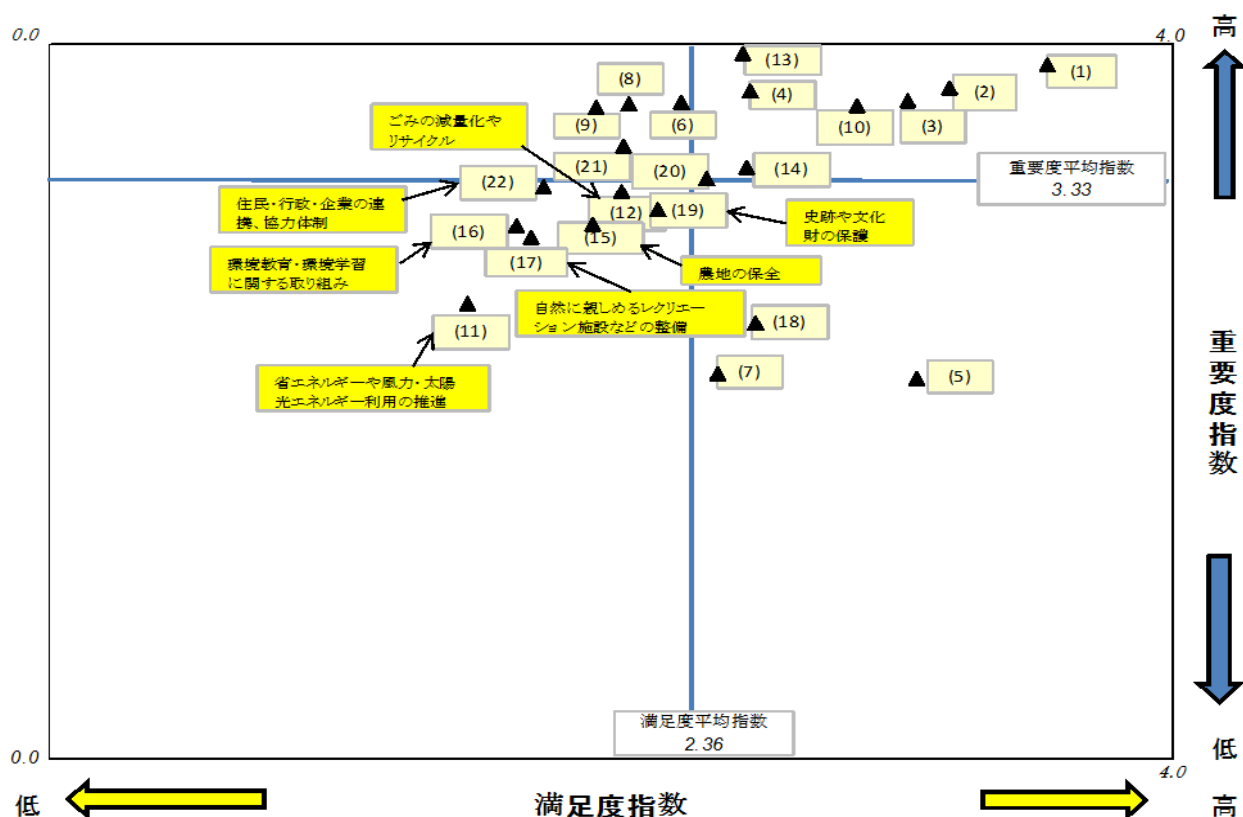
②今後の重要度

本市全体の重要度の平均値は3.33となりました。重要度指数の最高点は「おいしい水道水の供給」の3.85であり、最低点は「省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進」の2.64でした。

順位	取組項目	重要度
1	(13) おいしい水道水の供給	3.85
2	(4) 海や川のきれいさ	3.71
3	(1) 空気のきれいさ	3.70
4	(3) いやなにおいなどの悪臭の少なさ	3.68
5	(10) 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	3.64
6	(6) 歩道の安全性・快適性	3.62
7	(9) 不法投棄の取り締まり・防止	3.60
8	(2) 騒音の少なさ	3.55
9	(8) ごみ、タバコのすいがらのポイ捨て・犬のふんの始末などのマナー	3.53
10	(18) 安全・安心な食品や農林水産物の提供	3.51
11	(21) 生活排水・事業所排水などの処理	3.48
12	(14) 緑の多い山林の自然や景観の保全	3.36
13	(22) 住民・行政・企業の連携、協力体制	3.25
14	(20) 地域の祭り、伝統行事、歴史伝統文化の継承	3.20
15	(12) ごみの減量化やりサイクル	3.19
16	(7) 通りの広告看板、まちなみの景観	3.05
17	(5) 広場や公園の多さ	3.02
18	(19) 史跡や文化財の保護	3.02
19	(15) 農地の保全	2.95
20	(16) 環境教育・環境学習に関する取り組み	2.89
21	(17) 自然に親しめるレクリエーション施設などの整備	2.84
22	(11) 省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進	2.64

重要度は、「重要」＝4点、「やや重要」＝3点、「やや不満」＝2点、「不満」＝1点、「わからない」＝0点として無回答を除く回答者の加重平均得点を、重要度指数とします。

 : 平均以上（重要度高）



③満足度と重要度

現状の満足度と今後の重要度のアンケート結果を上図に示しました。特に7項目について重要度が高く満足度が低い結果となっています。

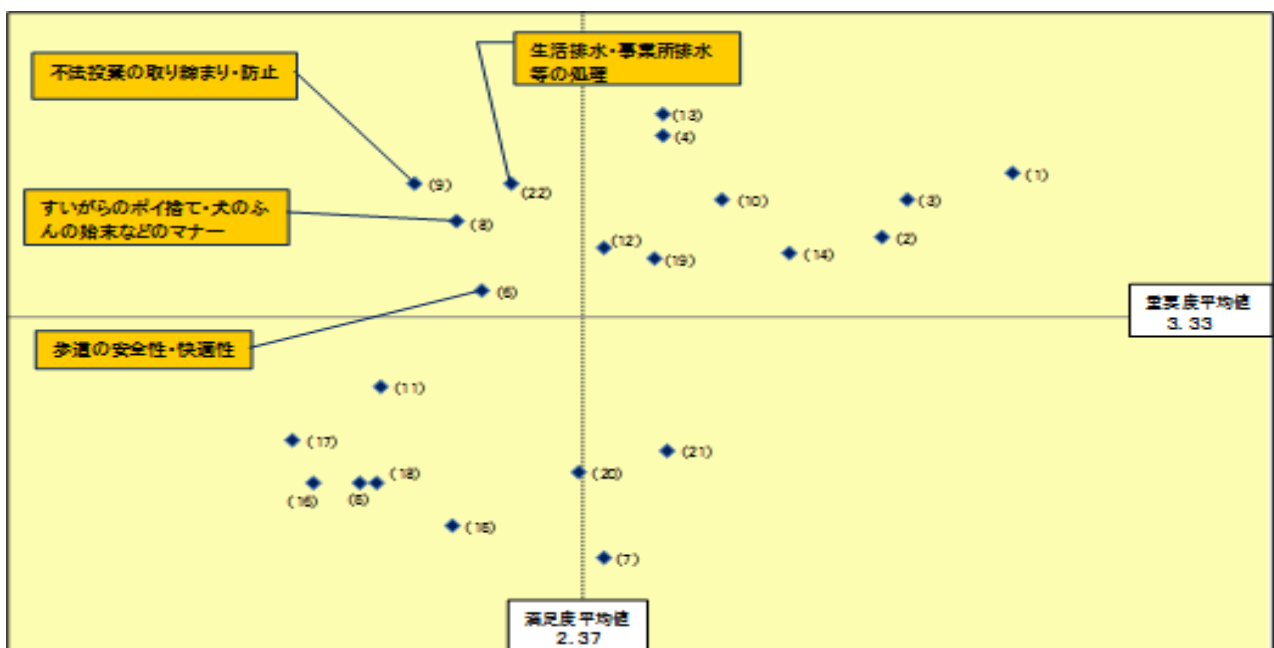
- (11) 省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進
- (17) 自然に親しめるレクリエーション施設などの整備
- (16) 環境教育・環境学習に関する取り組み
- (15) 農地の保全
- (22) 住民・行政・企業の連携、協力体制
- (12) ごみの減量化やリサイクル

前回アンケート（平成23年）との比較

・満足度が低下しているもの（-0.1以上）・・・7項目

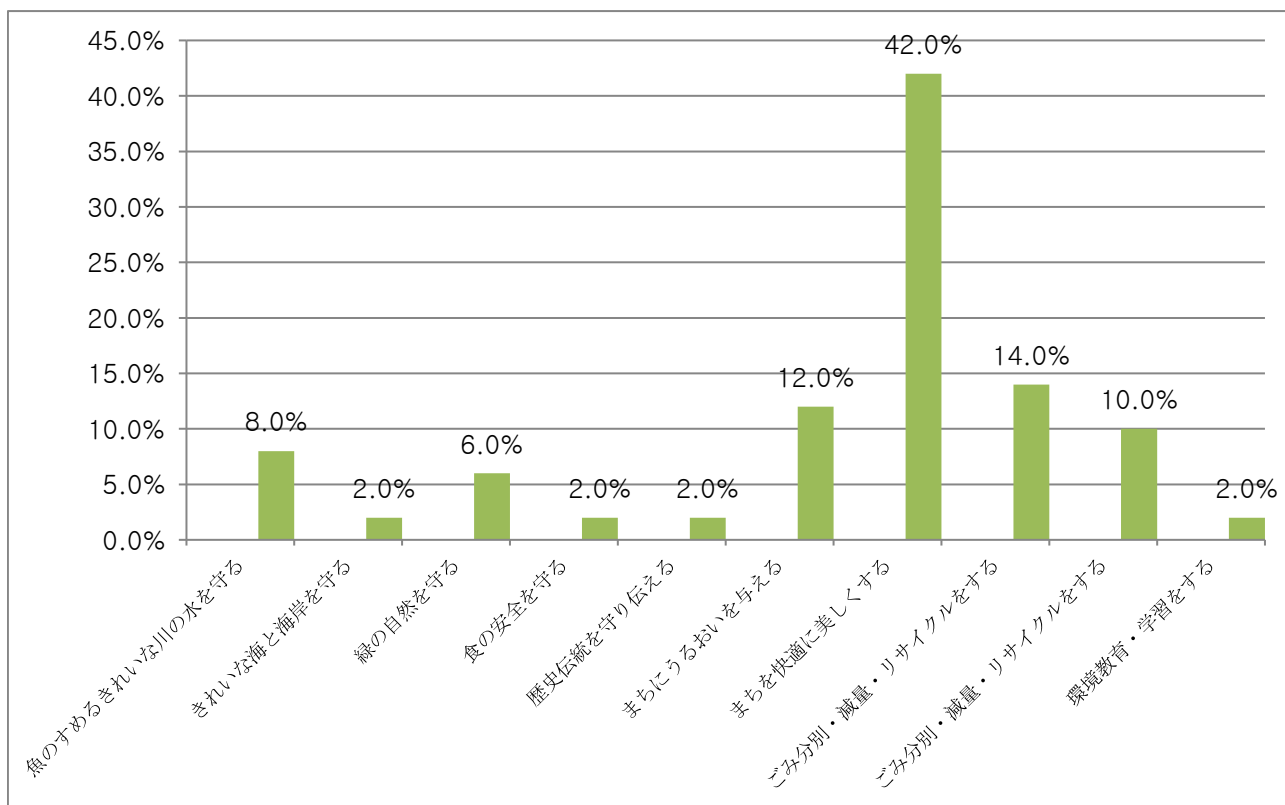
- (5) 緑の多い山林の自然や景観の保全 （-0.2）
- (10) 地域の祭り、伝統行事、歴史文化の継承 （-0.14）
- (8) ごみの減量化やリサイクル （-0.24）
- (21) 生活排水・事業所排水などの処理 （-0.1）
- (15) 農地の保全 （-0.11）
- (17) 自然に親しめるレクリエーション施設などの整備 （-0.16）

- (11)省エネルギーや風力・太陽光エネルギー利用の推進 (-0.21)
- ・満足度が上昇しているもの (+0.1 以上)・・・6 項目
 - (1)空気のきれいさ (+0.1)
 - (2)騒音の少なさ (+0.12)
 - (10)家庭からのごみの分別や出し方のマナー (+0.16)
 - (6)歩道の安全性・快適性 (+0.15)
 - (5)広場や公園の多さ (+0.24)
 - (22)住民・行政・企業の連携、協力体制 (+0.15)
 - ・特に変化が大きいもの (0.3 以上の変化)
 - 無し



平成23年度アンケート結果（参考）

その他：下図は、今後取り組みたいことや、環境行政に対する自由な意見、提案、感想50題から読み取れる項目を分類したものです。



杵築市まちピカ推進運動による清掃活動のようす（場所：八坂川河口）



資源ごみ分別収集

第4章 杵築市の望ましい環境像

1. 望ましい杵築市の環境像

「望ましい環境像」は、杵築市に暮らす人、活動する人、訪れる人などすべての人々が、多様な自然の中で、生物と人が共生できる快適な環境を守り、育て、健全で恵み豊かな環境を享受できるよう、共に参加し、協働して実現を目指す目標像です。

そのためには、多くの市民の環境に対する想いが込められた、共感を呼び共有できるものでなければなりません。また、過去、現在、未来と時間を超え、そして、世代を超えて引き継いでいけるものでなければなりません。これまで、先人たちが守り育ててきた杵築市固有の資源、環境をしっかりと受け止めていくことが大切です。

このようなことから、以下の視点に立った環境像を設定します。

- 1) 杵築市固有の資源である海、山、川の水と緑の自然環境のすばらしさと歴史的まち並みや伝統行事などの歴史文化環境の大切さを重視します。
- 2) 市民アンケート結果等から、市民が最も実現を望んでいる目標像を重視します。
- 3) 杵築らしさが表現された市民の共感を呼ぶものとします。
- 4) 市民に対して、だれにもわかりやすい言葉で表現します。

第1次計画（平成19年策定・24年改訂）において実施した市民アンケートの結果では、市民の多くが望んでいる大切にしたい・残しておきたいものは『海、山、川などの自然・風景』が最も多く、ついで『祭りや伝統行事』『歴史的建造物』であり、また、将来実現したい環境の状態は『生活環境の保全』がトップとなりました。「自然」「歴史文化」「暮らし」面での総合的な環境への思いを読み取ることができます。環境まちづくり懇話会（平成19年）でもそのような想いが意見として表れていました。

- ・ ゆとりや癒しのある生活
- ・ 自然環境や水のきれいさ、生物との共生
- ・ 歴史文化

が重要であると考えました。

また、平成28年度市民アンケート結果や自由意見の重要度から同様のことが読み取れました。

本市は、伊予灘・別府湾を望む国東半島のなだらかな山々を有しています。八坂川をはじめとした河川が田園・市街地内を貫流し、カブトガニの生息する広大な干潟を有する守江湾に注いでおり、大分県でも有数の海、山、川の豊かな自然環境に恵まれたまちです。また、美しい杵築城と坂道の城下町を中心に、天神祭やどぶろく祭りなど特色ある伝統行事が現在も息づくまちでもあります。

このような貴重な自然や固有の歴史文化は、昔から人々の生活と密接に関わる中で維持されてきたものであり、都市化が進んだ現在においても、大切にしていきたいものです。そして、市民が杵築に住んで

いて良かったと感じられるとともに、訪れる人にも心落ち着く、心を和ませてくれる心地よい環境となっています。私たち市民や訪れる人にやすらぎを与え、ほっとさせてくれる、地域の宝であり、将来の世代に受け継いでいくべきものです。

一方、現在の環境問題は、身近な問題だけではなく、地球温暖化による海水面の上昇、※光化学オキシダントなど地球規模の広がりや将来の世代にわたる時間的広がりを持つ問題となっています。私たちは、地球に生きる生命体のひとつとして、持続可能な地球環境の保全と回復にも努めていかなければなりません。

私たちは、これからも末永く、杵築らしい豊かな水や緑の自然、歴史文化環境によってもたらされるほっとするまちの雰囲気を保ち続けていくこと、また、保ち続けるために私たち市民が自ら地球的な視点に立って、環境をよりよくする行動を始めることを目指し、以下の環境像を継続します。

望ましい環境像

山 川の自然やカブトガニと出会い 歴史が息づく

ほっとするまち きつき

～私が始める地球にやさしいこと、みんなで育てる杵築の自然と歴史文化～

第5章 杵築市の環境の特性と今後の課題

■第1節 自然環境

1. 八坂川の自然との共生

豊富な自然が残されている八坂川ですが、流域に人が暮らし始めてからは、数多くの利水・治水の歴史があり、さらに、近年では、河岸の崩落防止や居住地域の保護、氾濫防止を目的として、河川改修工事が行われ自然環境も大きく変化してきています。

しかし、下流蛇行部の河川改修では、多自然川づくりを基本とした整備を行うなど、河川の自然環境を残しながら市民生活と共存できる自然と人との共生が図られています。

今後も引き続き、市民生活と自然環境の双方が豊かであるための方策を検討し、人間と自然との持続可能な共生の実現が求められています。

2. 守江湾の干潟の保全

全国でも貴重なカブトガニの産卵場として知られる守江湾の干潟は、日本でも数少ない豊かな生物環境を育んでいる干潟であり、その地形は、海と川と陸との自然界の微妙なバランスにより長年時間をかけて生み出されたもので、「日本の重要湿地500」（環境省）に選定されています。

また、守江湾の干潟にはカブトガニをはじめとした貴重な生物種が数多く生息しているだけでなく、良好な漁場として私たち人間もそれらの自然の恵みを享受しています。

しかし、近年、※マイクロプラスチックによる環境汚染や生態濃縮による健康被害の懸念報道がなされているほか、海岸に打ち上げられる潮のついたゴミの適正な処分も課題となっています。

八坂川の河川改修事業や周辺地域の開発・整備事業に伴う守江湾の自然環境や生態系の変化に今後も注視しながら、全国的にも貴重な生態系を有するこの環境を、地域のシンボルとして大切に次世代へと受け継いでいくことが求められます。

3. 地域の希少野生動植物の保全（生物多様性保全の推進）

国東半島県立自然公園の一部を担う本市は、年間を通じて穏やかな気候に恵まれており、豊かな自然環境のもと、環境省から絶滅危惧Ⅰ類に指定されているカブトガニやイワギリソウ、クロシジミ、ハッコウトンボなどの大分県指定希少野生動植物をはじめとした貴重な動植物が生息しています。

これらの希少種を自然環境の重要な一部として捉え、市民一人ひとりそして地域全体で生物多様性保全の意識を持ち、この良好な自然環境の保全に積極的に取り組んでいくことが必要です。今後も引き続きこの自然環境保全の取り組みを継続し、自然の恵み、いのちの恵みを大切にする心を育み、動植物とその生育・生息地を保全することで生物多様性保全を図ります。

4. 山から海までを一体としてとらえる自然環境保全への取り組み

山の自然の恵みが川を通じて海の生態系を育むように、自然環境は相互に連続性を持っています。山だけ海だけを単独で考えるのではなく、市全体を視野に山から海まで多様な自然環境を一つの連続した生態系としてとらえ、自然環境保全に取り組むことが重要です。

特に、守江湾へ注ぐ河川は、その自然を育んでいる山の森林の保全にも目を向ける必要があります。豊かな広葉樹の森が、山の保水力を高め、豊かな水が川に流れてくることにつながることから、森林の維持

管理にも水系にかかわる関係者が一体となって取り組むことが今後求められます。

5. 自然景観の保全・活用

「日本の白砂青松100選」などに選ばれた奈多・狩宿海岸の南北約2kmに渡る白い砂浜や雄々しい老松の姿などの美しい自然景観はここにしか存在しない貴重な景観であり、この美しい自然景観を後世へと伝えていくため、確実に保全していくことが求められています。

また、日本の原風景とも言える田園や里山、地域内を流れる河川空間など、今ある自然環境のさらなる保全と活用を図ることが必要です。

6. 農林水産業の振興と自然環境保全との調和

本市の農林水産業は、本市の有する豊かな自然とともに発展してきました。また、世界農業遺産に認定されたことから、農地や山林などは、生産資源としてのみではなく、環境資源として農村の豊かな自然環境や景観を形成する大きな役割を担っています。

今後、農林水産業の活性化に向け、付加価値の高い特産物の生産や基盤整備を図るにあたって、食の安全を重視する消費者ニーズの高まりにも配慮し、これまでに増して、環境保全に重点をおいた農林水産業を目指すことが望まれます。

7. ※特定外来生物（アライグマ）対策

日本には「アライグマ」「カニクイアライグマ」の2種類がいるとされていますが、現時点で大分県内での棲息が確認されているのは「アライグマ」のみです。

原産地は、北米大陸で、ペット等として輸入されたものが逃げ出したり、捨てられたりして野生化し、全国的に増え県内でも確認されています。

北米大陸では、低地から山地まで、ほぼ大陸全体に分布しています。暑さや寒さに強く、夜行性で何でも食べる雑食性です。

農作物に被害を与えたり、感染症などを媒介したりする可能性もあることから、平成17年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）によりアライグマは「特定外来生物」に指定され、防除の対象となりました。本市では平成27年5月に「アライグマ防除実施計画（令和3年5月改訂）」を策定し、適切かつ効果的なアライグマの防除に努めています。

■第2節 生活環境

1. 八坂川をはじめとした河川の水質保全

河川の水質保全では、市民の生活用水である八坂川において、八坂川支流である立石川の※坑廃水湧出防止工事を行いました。また、事業所との公害防止協定の締結や水質調査の実施等により水質保全に努めています。今後も八坂川をはじめとした周辺地域の環境保全に努めることが求められています。

河川の水質保全は、流れ込む海の干潟等へも大きく影響することから、市民一人ひとりが水質保全について自らの責任として受け止め、率先して生活雑排水を処理して流すなどの意識改善を図ることが急務となっています。

2. 地域特性に応じた下水道整備の促進

公共下水道整備については、環境衛生改善などに大きな効果が期待できる一方で、広く点在する集落条件等の中では整備が十分進まないのが実態です。そのため、合併処理浄化槽の設置も含め、それぞれの地域特性に応じて効果的な生活排水施策を行うことが求められています。

3. 杵築市空き家等対策について

近年、人口減少、超高齢化社会の到来など、かつてない社会情勢の変化に直面しており本市においても、管理不十分な空き家等は、防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観などの面から市民生活に悪影響を及ぼしており、多くの市民の方から相談が寄せられるようになりました。

これまで市民の皆様から空き家等の相談があった場合、所有者等に連絡を取りながら解決に向けて取り組んできたところです。

この状況の中、空き家に関する問題は全国的にも表面化して、平成26年11月27日には「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という。）が公布されました。

これに伴い、本市では、平成27年11月に「杵築市空家等対策協議会」を設立し、平成28年3月に「杵築市空家等対策計画」の策定を行いました。

【平成28年度杵築市空家等対策協議会委員の構成】

市長、副市長、市建設課長、地域住民、市議会議員、法務・不動産・建築等に関する学識経験者14名。

【杵築市空家等対策計画策定の目的】

本市における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策の基本理念を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進し、地域力の維持に役立てることを目的として「杵築市空家等対策計画」を策定しました。

【実績】

平成28年度から令和2年度までに、危険な空家※（特定空家）を108戸認定して、持ち主等に対策を促し、国の補助を活用して、令和3年3月末現在81戸を除去したところです。

※特定空家とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

■第3節 都市環境

1. 自然を活かした身近な公園緑地の整備

本市における都市公園は、これまで整備が進められ、現在23ヶ所ありますが、幼児・児童のいる若い世代からの公園整備の要望は多く、今後も都市公園の新設やポケットパーク、遊歩道等の整備が求められています。また、今回の市民アンケートの結果においても「自然に親しめるレクリエーション施設など

の整備」という項目において、満足度がやや低くなっています。

豊かな緑や水辺環境など、今ある自然環境を活かしながら、気軽に自然に親しめるような※緑道（りょくどう）や※親水（しんすい）空間の整備などが求められます。

2. 観光交流促進と連携した歴史的まち並み景観の保全と活用

武家屋敷群や旧邸宅といった歴史的建築物、それらを結ぶ美しい石畳の坂道など、歴史的まち並み景観が保全・活用されており、地域の貴重な観光資源となっています。

豊かな自然と一体になった歴史的な文化遺産が本市の大きな観光資源となっており、これらの歴史的まち並み景観に配慮した居住環境の整備や商業観光機能の充実を図ることが必要です。

3. 文化財や伝統行事などの保全・継承

文化財や伝統行事などの地域資源が数多く残されています。各地域に長く伝わる伝統文化、芸能、祭りなどの継承に向け、学校や地域が連携して子どもたちへの継承を行ったり、地域住民の歴史文化活動を高めていくなど、地域が主体となって文化財や伝統行事などを積極的に保全・継承し、それらの価値を互いに高め、後世へと継承していくことが必要です。

4. 環境マナーの向上

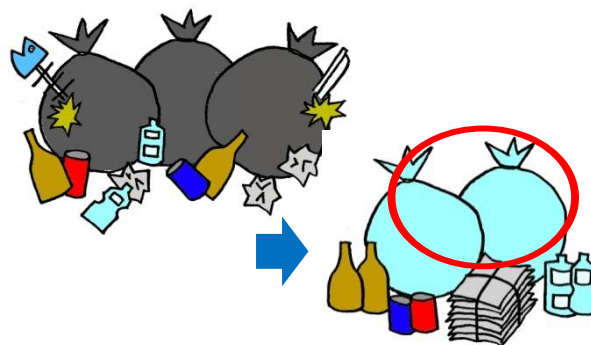
今回の市民アンケート結果によると、「すいがらのポイ捨て・犬のふんの始末などのマナー」について、現在の満足度がやや低く、今後の重要度がやや高いという結果になりました。その他として、ごみ焼き・不法投棄・犬の放し飼いなどで困っているという意見が見られ、実際に市に対しても苦情が多く寄せられています。安心して快適な住みよい環境を実現するためには、市民全体で環境マナーの徹底を図ることが重要です。

※環境マナーとは…

特に決められた定義はありませんが、アンケート結果や現状の問題を踏まえ、特に以下の5つを今後の課題とし一人ひとりの環境に関するマナー向上を目指します。

①ごみ出しルールの徹底

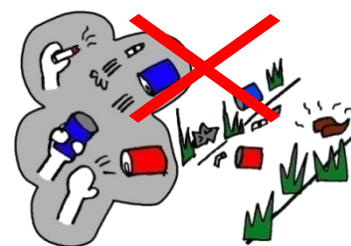
- ・分別をきちんとしましょう。
- ・指定ごみ袋に入れましょう。
- ・決められた日、決められた場所に出しましょう。



②ポイ捨て・不法投棄の禁止

不法投棄は悪質な犯罪です。不法投棄されたごみは、美しい景観を損なうだけでなく、放置しておくとその周りにも次々とごみが捨てられてしまいます。

被害者は、ごみを捨てられた土地の持ち主だけでなく、近所の住民や地域全体に及び、ごみの種類によっては、将来にわたって環境が汚染される場合があります。



③野焼き（ごみ焼き）の禁止

家庭から出たごみ、会社から出たごみ等、ごみの種類にかかわらず、原則として野外焼却は禁止されています。

野外焼却はダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。

ごみを処分する場合は、一般家庭であればごみ集積場へ出す、事業所であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。



犬を飼っている方へ…

④犬の放し飼いの禁止

あなたの愛犬はご近所に迷惑をかけていませんか？

飼い犬の放し飼いは思わぬ事故を引き起こしますので絶対にやめましょう。

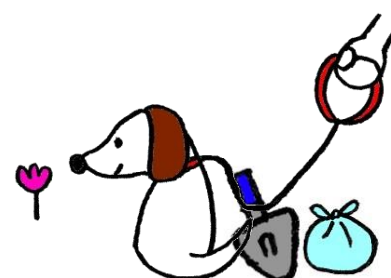
犬の係留は、県の条例によって義務付けられています。

散歩のときも必ず飼い主が犬を制御し、ロープや鎖等でつないで散歩させましょう。



⑤犬のふん持ち帰りの徹底

公園や道路等を汚さないよう飼い犬のふんは必ず持ち帰りましょう。ふんの適正処理をしなかった場合は、措置命令が出され、これに従わなかったときは罰則が適用されることもあります。



■第4節 資源の循環

1. 市民・事業者による主体的なごみの排出量削減意識の醸成

生活が豊かになり、家庭から排出されるごみの量は微増していましたが、分別や※マイ・バッグ運動の推進、レジ袋の削減などによってごみの減量に対する市民意識は高まっています。ごみ袋有料化・粗大ごみ収集の予約制などにより排出量の抑制を図っていますが、今後もさらなるごみ減量への取組みが必要

です。

資源ごみについては、「缶、びん、ペットボトル、古紙、古布」に加え小型廃家電についても使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称「小型家電リサイクル法」）によるリサイクルが進められています。

収集量については、平成23年から雑誌が減少しており、紙媒体から電子媒体へニーズの変化・人口減が考えられます。

リサイクル体制については、軌道に乗り、ペットボトルやびんなど※公益財団法人日本容器リサイクル協会への引渡を行うことによる資源化が進んでいます。

ただし、最終的には、リサイクル促進だけが目的ではなく、市民や事業者が主体的にごみ排出削減に対して責任をもち、自らの生活スタイルや事業活動を見直し、資源の無駄使いをなくし、ごみを作らない、少なくする意識を持つことが重要です。



ペットボトル



アルミ缶

2. 不法投棄の防止

一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、不法投棄は減少傾向にあります。しかしながら、山間部や人目につみにくい未利用地などでは、生活ごみのポイ捨て、大型ごみや産業廃棄物の不法投棄などが見受けられます。また、いったん不法投棄を放置すると、次から次へと不法投棄が繰り返され、投棄しやすい場所になってしまうという傾向があります。

不法投棄を防止するためには、個人のモラルの向上はもちろんですが、自分たちの暮らす地域を不法投棄から守るという住民の意識が必要です。不法投棄しやすい場所をつくらないためには、地域の清掃活動・美化活動を強化し、まちを汚さず常にきれいにしておくことが求められ、地域の清掃活動・美化活動を通じて、市民の意識啓発・モラルの向上へとつなげていくことが重要です。

■第5節 地域環境保全活動と参加・協働

1. 地域保全活動を推進する活動環境の整備

本市において環境保全を目的として活動している団体は、それほど多くはありませんが、20年以上活動歴がある団体も見られます。ほとんどの団体は、活動資源や収益を持たないボランティア活動となっています。そのため、各団体の主体的な活動を支援・促進するような環境の整備や各団体のネットワークの形成が求められています。

地域コミュニティ活動としては、杵築市まちピカ運動推進委員会の活動である一斉清掃やごみ削減啓発などが挙げられ、多くの市民が参加しています。

また、県が実施する「おおいたうつくし作戦」や「エコおおいた推進事業所」といった展開に伴い、環境に対する市民意識が醸成されてきており、市は継続してそれらを市民に啓発するとともに、市民や事業者が自主的に活動できるよう支援することが必要です。

2. 環境教育・学習・体験による意識啓発

本市が有する豊かな自然に対する理解を深め、環境保全活動への取組みを促進していくためには、子どもたちへの環境教育や大人も含めた市民全体の環境学習の取組みが重要な役割を担っています。

地域の誇れる財産である恵まれた自然環境を、環境教育・学習・体験を通してまず市民が知ることが重要であり、そこから、家庭における身の回りの問題から地球規模の問題までさまざまな関心をもつことにより、気づき、考え、行動するということを繰り返しながら、自然の重要性について学んでいきます。そして、一人ひとりが自らの生活環境の改善に向けて自主的・主体的・継続的に取り組むことが期待されています。

また、一人ひとりの取組みに加えて、さらに今後は、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの推進が重要とされています。そのためには、市民・事業者・市それぞれの主体が問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てるための環境教育や意識啓発をしていくことが必要です。また、持続可能な社会の実現のためには各主体が連携・協働して問題の解決に取り組むことが重要です。



3. 再生可能エネルギーの導入や省エネ対策の推進

国際的なレベルで地球温暖化対策に向けた取組みの重要性が唱えられている中、地球温暖化対策に資する研究や開発などが各機関で積極的に行われており、現在、持続可能な※再生可能エネルギーへの転換に向けた技術革新は進化の一途をたどり、関心が高まっているといえます。今後は、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、豊富な自然エネルギーを活用して、CO₂削減への取組みが必要です。

第6章 目標達成に向けた環境施策

■第1節 施策の体系

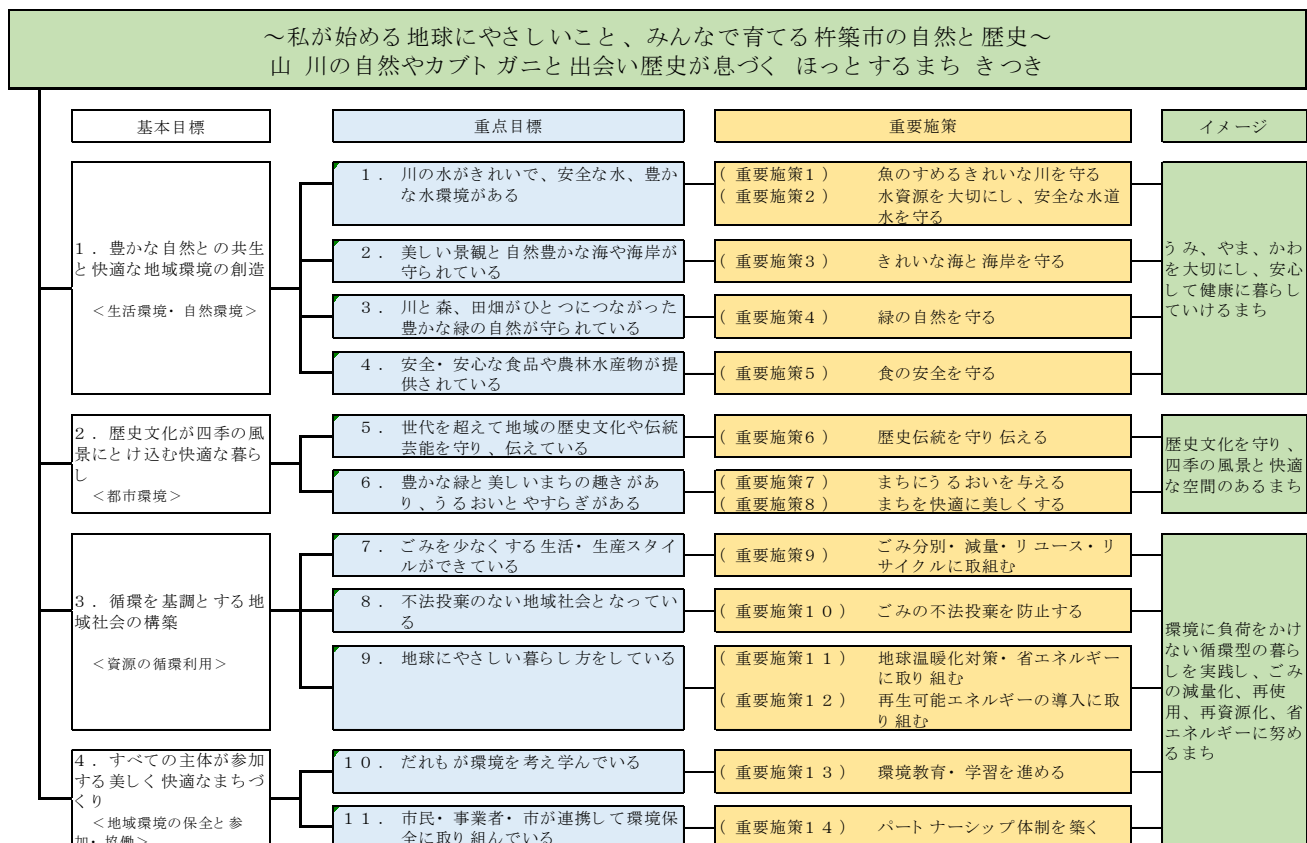
「望ましい環境像」「基本目標」「重点目標」「重要施策」「イメージ」の実現に向けた、施策体系を以下のように設定します。

また、重点目標の実現に向けて市民・事業者・市が連携して取り組んでいくものとし、市の重要施策と連携しながら身近にできることから取り組んでいくことを「市民の取組み」「事業者の取組み」として示します。



「自然のめぐみ（環境省ホームページ「生物多様性」より引用）」

第2次杵築市環境基本計画の施策体系



■第2節 基本目標

「基本目標」は、望ましい環境をより具体的な実現すべき目標像として示したものです。今後、環境に関する取り組み、施策を実行した成果として実現できる環境の具体的状態をあらわしたものです。ここでは、以下4つの基本目標を揚げます。

1. 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

(生活環境・自然環境)

貴重な生き物が棲む八坂川や守江湾などの豊かな自然が都市の身近なところにあることが杵築市の魅力のひとつです。

大気汚染や騒音などの生活環境に特に大きな問題がない比較的落ち着いた静かな環境の中で、周囲の山の緑豊かな自然と川や海のきれいな水やさわやかな空気に囲まれて、安心して健康に暮らせる環境が保全されていることを目指します。



守江湾

2. 歴史文化が四季の風景にとけ込む快適な暮らし

(都市環境)

杵築市は、城下町として発展した歴史的まち並みを受け継ぎながら、地域固有の伝統、祭りなどの歴史文化環境を大切にしてきたまちです。

また、交通の利便性に恵まれ、日々の生活が便利なまちでもあります。

杵築固有の歴史文化や伝統芸能が、誇りと愛着を持ってそれぞれの地域で守られ、各世代の連携と協力により次世代へ継承されているとともに、四季の風景にとけ込んだ快適な暮らしやすいまちを目指します。



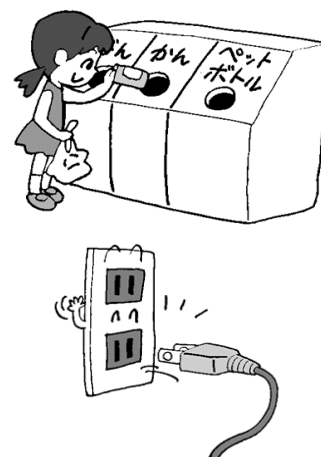
勘定場の坂

3. 循環を基調とする地域社会の構築

(資源の循環利用)

これまで私たちは、物質的な豊かさと利便性を優先して追い求め、生産・消費・廃棄において大量なエネルギーを消費してきました。その結果、私たちの出した廃棄物が循環できず、生物や環境に悪影響を与えてきています。

限りある資源を大切にし、環境への負荷を低減するために、日常生活や事業活動において、ごみになるものは作らない、売らない、買わない、資源を大切に利用して環境負荷の少ない資源循環型のまちを目指します。



4. すべての主体が参加する美しく快適なまちづくり

(地球環境の保全と参加・協働)

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、光化学オキシダントといった地球規模で生じている環境問題が深刻な状況を迎えている中、一人ひとりの行動規範が今、問われています。

こうした地球環境問題を自らの問題と認識し、常に気づき、考え、行動する気構えを持って、環境の保全に前向きに取り組む人を育てるとともに、市民・事業者・市のそれぞれが互いの責任と



環境学習

役割を理解し、自ら主体的に環境保全に向けて行動し、相互に協力・連携して環境課題に取り組んでいるまちを目指します。



杵築市まちピカ推進委員会

■第3節 重点目標

「重点目標」は、基本目標の実現を目指し、特にどのような環境の実現に重点を置いていくかを示したものです。今後、実行していく環境に関する取組み、施策の成果として実現できる環境の重点成果目標とイイかえることができます。

市民アンケートの結果などから、市民が特に実現したいと考える環境の重点目標を、基本目標ごとに以下のように設定しました。

基本目標 1	豊かな自然との共生と快適な地球環境の創造（生活環境・自然環境）
--------	---------------------------------

重点目標 1	川の水がきれいで、安全な水、豊かな水環境がある（川・水の保全）
--------	---------------------------------

水は、生き物の生命を育み、私たちの安全で快適な市民生活を守る上でなくてはならないものです。また、大気から大地、八坂川などの河川を経て海に注ぐ水の循環は、河川・地下水の水量の確保、水質の浄化、水辺環境や生態系の保全に大きな役割を果たします。

水質検査・管理を徹底し、水質状況を市民に周知し、水環境保全意識を高めていくことが重要です。

きれいで安全な水が、自然の循環の中で育まれていることが大切です。健全な森が健全な川を育て、海を育てると言われるように、森林から川、海につながる健全な水循環が、生き物の命を育む源であるということを重要視し、水環境保全が図られていることを重点目標とします。



重点目標 2	美しい景観と自然豊かな海や海岸が守られている（海・海岸の保全）
--------	---------------------------------

別府湾に面した奈多、狩宿の海浜や、カブトガニの生息地として知られる守江湾の干潟は、市民が愛着を持ち親しまれてきた市民共有の財産であり、杵築の地域性を代表する貴重な自然資源です。

いつでもだれもが、遊び、憩い、散策できる自然海岸や砂浜、松林などの自然に親しむ海辺環境があり、海の水生生物や海岸の植物などの貴重な生息・生育環境となっている、そのような自然の豊かさと美しさを感じられる海・海岸が生活の身近なところにあることを重要視し、海・海岸保全が図られていることを重点目標とします。



重点目標3

川と森、田畑がひとつにつながった豊かな緑の自然が守られている

(緑の保全)

「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐地域の農林水産循環」として、世界農業遺産の認定を受けたことや大分百山のひとつ田原山山系の岩峰群をはじめ、森林や農地などの健全な緑の自然は、環境保全上多様な機能を有しています。豊かな水を育み、さまざまな生き物の生息・生育の場ともなっています。森林が川の水質保全に重要な役割を果たしているように、水、緑の自然は連続したひとつのつながりの中で考えていくことが重要です。

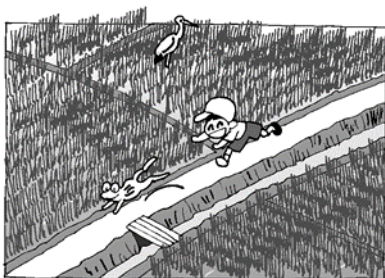
また、私たちの生活にやすらぎとうるおいを与えるだけでなく、自然災害で土砂の流出や崩壊を防ぎ、私たちの命を守る役割も果たします。

しかし、近年は所有者不明の林地の増加が課題化しています。

このように生活の身近なところに豊かで健全な森林の自然環境があることを重要視し、緑の保全が図られていることを重点目標とします。



重点目標4 安全・安心な食品や農林水産物が提供されている (食の安全)



杵築の気候と大地や海、川の自然が育む豊富な農林水産物は、豊かな生活を支え、杵築で暮らす大きな魅力のひとつになっています。

自然の恵み、自然の物質循環によって育まれた安全・安心な食べ物があることを重要視し、食の安全が図られていることを重点目標とします。

基本目標2 歴史文化が四季の風景にとけ込む快適な暮らし (都市環境)

重点目標5

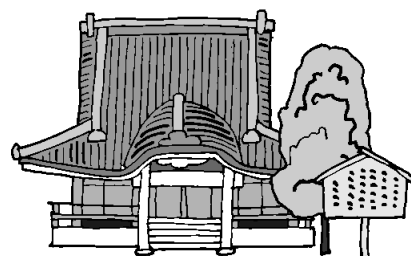
世代を超えて地域の歴史文化や伝統芸能を守り、伝えている

(歴史文化保全)

坂道の城下町に代表される歴史的環境を守り育てます。

また、先人達から引き継がれてきた各地域に伝わる歴史・文化遺産、天神祭・どぶろく祭りなどの伝統行事は、地域の魅力・個性であるとともに、人々の心をつなぎ、郷土意識を育む誇りでもあります。これらの歴史文化資源を守るということは、歴史文化資源そのものだけでなく、それらを含めた地域全体の環境を守っていくことにもつながります。

そのような歴史文化資源と環境が地域住民の手で守られ、人々の生活にやすらぎとうるおいを与えていることを重要視し、歴史文化保全が図られていることを重点目標とします。



重点目標 6

豊かな緑と美しいまちの趣きがあり、うるおいとやすらぎがある

(都市環境)



豊かな自然に恵まれた環境の中で、城下町としての歴史的まち並みの環境整備など、うるおいのある魅力的なまちづくりを進めることは、市民が地域に住むことを誇りに思い、快適な市民生活を営むことにつながります。

特に、身近な公園は、子どもや高齢者が身近に集い、楽しみ、憩い、まちなかで快適に暮らしていけることを重要視し、歴史的なまち並みの魅力が高まり、環境マナーの向上、うるおいとやすらぎのある環境の創出が図られていることを重点目標とします。

基本目標 3

循環を基調とする地域社会型の構築（資源の循環利用）

重点目標 7 ごみを少なくする生活・生産スタイルができている（ごみの減量・適正処理）

ごみは生活の必要悪だという考えがありますが、大量生産、大量消費、大量廃棄を助長する生活スタイルは改めなければならない大きな課題です。

資源は無限ではなく、限りあるもので、大切に使うことが、私たちの責務です。本市では、ごみの減量化が急務の課題であることから、ごみとなる資源をムダ使いしないことを重要視し、ごみ減量・適正処理が図られていることを重点目標とします。



重点目標 8 不法投棄のない地域社会となっている（不法投棄防止）

不法投棄（ごみのポイ捨て含む）など、ごみに関する苦情や問題はどの地域でもみられ、社会ルールを守らない一部の人のために、他の多くの市民が迷惑し、それを解決にしていけることが課題です。

ごみとして資源をムダ使いし、ごみを違法に捨て、環境を汚し、社会に迷惑をかけることがないような地域社会になっていることを重要視し、不法投棄防止が図られていることを重点目標とします。



重点目標 9 地球に優しい暮らし方をしている（地球温暖化対策）

地球温暖化の原因として、温室効果ガスが挙げられます。電気やガスなどのエネルギーは大きく石油などの化石燃料に依存していますが、化石燃料は限られた資源であるとともに、温室効果ガスである二酸化炭素などの排出源です。

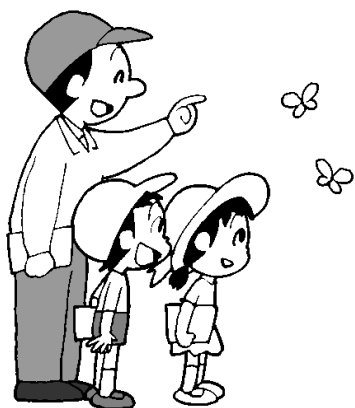
自動車交通量の増大、ごみ排出量・エネルギー消費量の増加などにより、温室効果ガスは増加し、地球温暖化に影響を及ぼしていると考えられます。

地球温暖化という地球規模での環境問題にも関わっているのだという意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動が行われていることを重要視し、地球温暖化対策〔温室効果ガス発生抑制の取組み（緩和策）と地球温暖化の影響軽減のための取組み（適応策）〕を重点目標とします。

基本目標 4

すべての主体が参加する美しく快適なまちづくり
(地域環境の保全と参加・協働)

重点目標 10 だれもが環境を考え学んでいる（環境教育の推進）



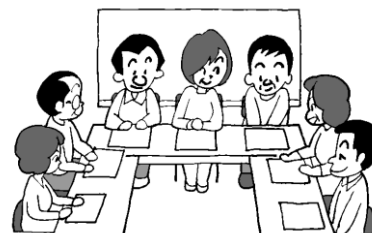
「環境教育は学校に任せておけばよい」「子どもたちの環境教育が重要だ」ということだけに偏らず、大人も一緒になって取り組み、子どもたちに地域の自然の豊かさを伝えていくことが重要です。

その第一歩は、地域の環境を地域の人が知ることです。このあたり前のことをおろそかにして、自ら環境に負荷をかけている場合が多くなっています。地域の環境を知ることが、環境保全の必要性を認識させ、身近な生活を見直す行動のきっかけになります。

そのような地域の環境を知り、身近な生活からの改善行動を促す環境教育・学習が行われていることを重要視し、環境教育・学習が図られていることを重点目標とします。

重点目標 11 だれもが環境を考え学んでいる（住民参加協働による環境保全活動）

環境保全の取組みには、市民・事業者の参加と市との協働が不可欠です。市民・事業者・市が相互に連携し、市民は市民生活で環境に配慮した取組みを行い、事業者は事業活動で環境に配慮した取組みを行い、市は率先して環境に配慮した取組みと市民・事業者への支援をしていることを重要視し、協働が図られていることを重点目標とします。



■第4節 重要施策

《重要施策1》 魚のすめるきれいな川の水を守る

川の水環境保全に向けて、特に、水質検査・管理を徹底するとともに、家庭での生活排水対策、事業所での排水対策の推進や市民参加による河川美化活動などを通じきれいな川の水を守り、魚のすめるきれいな川にしていくことに取り組めます。

《重要施策2》 水資源を大切にし、安全な水道水を守る

水が限られた資源であるとの認識にたつて、水の有効利用を周知しながら、水資源の保全対策や、安全で良質な飲用水を確保することに取り組めます。

《重要施策3》 きれいな海と海岸を守る

海・海岸の保全に向けて、特に、海を汚さず、きれいな海にカブトガニなどの希少種が生息し続ける海岸を守る清掃美化に取り組み、自然や水生生物に親しみ、憩える海や海岸にすることに取り組めます。

《重要施策4》 緑の自然を守る

※水資源の涵養（かんよう）機能を維持することにより、※森林や農地がもつ多面的機能を維持し、都市の温度調整など、様々な工夫と人の関わりを高め、緑の保全を図ることに取り組めます。

《重要施策5》 食の安全を守る

環境保全に関する理解を深め、環境保全を重視した農林水産業の推進や※食育、地産地消の推進により、食の安全を守ることに取り組めます。

《重要施策6》 歴史伝統を守り伝える

歴史伝統を守る地域の担い手を育て、歴史的まち並みの保全や、地域で受け継がれてきた伝統行事、祭事を絶やさないうで受け継いでいくことを推進します。

《重要施策 7》 まちにうるおいを与える

公園や憩える環境を整備し、地域が維持管理に主体的に関わることで、まちにうるおいを与える環境形成を推進します。

《重要施策 8》 まちを快適に美しくする

地域の環境美化活動や景観づくりに地域が主体的に関わり、快適で美しいまちづくりを進めることに取り組みます。

《重要施策 9》 ごみ分別・減量・リユース・リサイクルに取り組む

ごみの減量化を進めるために、市民・事業者・市がごみ分別を行い、3Rリデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源）の推進に取り組み、無駄に資源を消費しない生活スタイル、事業活動への見直しを周知します。

《重要施策 10》 ごみの不法投棄を防止する

不法投棄（ごみのポイ捨て含む）の根絶は、地域社会において共同で暮らす上で守らなければならない社会ルールであるということを、一人ひとりが自覚できる意識啓発を促すとともに、不法投棄をしない、させないきれいなまちにすることに取り組めます。

《重要施策 11》 地球温暖化対策・省エネルギーに取り組む

市民・事業者・市が身近でできる省エネルギー活動を推進するとともに、地球温暖化対策（緩和策・適応策）の意識を高め、行動することに取り組めます。

《重要施策 12》 再生可能エネルギーの導入に取り組む

本市に存在する豊富な水資源、日照、風、バイオマスなど多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進します。

《重要施策 13》 環境教育・学習を進める

身近なところから環境に関心を持ち、気づき、考え、行動するということを繰り返しながら、一人ひとりが自分自身の身の回りのことから主体的に取り組んでいく環境教育・学習を進めることに取り組みます。

《重要施策 14》 ※パートナーシップ体制を築く

市民・事業者の行う環境保全活動を支援するため、環境情報の収集・提供とともに、市民・事業者の

それぞれの環境保全活動を支援する仕組みづくりや、市民・事業者・市の連携による幅広い環境保全活動が行えるような協働の体制づくりを進めることに取り組みます。

■第5節 環境施策の展開

基本目標 1 豊かな自然との共生と快適な地球環境の創造（生活環境・自然環境）

重点目標 1 川の水がきれい、安全な水、豊かな水環境がある（川・水の保全）

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
八坂川（錦江橋）の水質（BOD）	1.2 mg/L（錦江橋）（平成 27 年度）A 類型	0.7mg/L	1.0mg/L 以下
守江湾（灘手沖）の水質（COD）	2.1 mg/L（平成 27 年度）B 類型	1.6mg/L 以下	1.6mg/L 以下
※生活排水処理率	57.6 %（平成 27 年度）	61.5%	72.6%

八坂川（錦江橋）のBOD環境基準 A 類型 2 mg/L 以下。

守江湾（灘手沖）のCOD環境基準 B 類型 3 mg/L 以下。

《重要施策 1》 魚のすめるきれいな川の水を守る



主な施策事業

公共下水道事業（杵築処理区）、特定環境保全公共下水道事業（山香処理区）

※農業集落排水事業（立石地区、大田地区、中溪地区）、合併処理浄化槽の設置支援事業、公害対策事業

令和 8 年度目標から見た進捗状況

- 八坂川（錦江橋）の（BOD）：令和 8 年度目標値 1.0 mg/L に対し、5 ヶ年平均 1.0 mg/L で、目標値の達成に近づいています。
- 守江湾灘手沖の（COD）：令和 8 年度目標値 1.6 mg/L に対し、5 ヶ年平均 1.8 mg/L で、環境基

準は満たしていますが、目標は達成まであと少しです。

今後の方針

- 水質の改善、目標達成のためにさらなる生活排水処理率の向上を図ります。
- 生活排水処理率は、令和3年度目標達成に向けて継続した取組みを行います。
- アユやホタルが生息するきれいな川を取り戻し次世代に引き継ぐために、一人ひとりが水環境を意識した取組みを生活の中で実践するように啓発を努めます。

施策の具体的な取組み

市の取組み

- 公共下水道の整備を推進します。また一方で、財政負担を考慮し、公共下水道区域の見直しも含め、地元の理解と協力を得ながら、環境配慮型合併処理浄化槽設置への転換を推進します。
- 公共下水道整備区域においては、住民へ下水道接続を呼びかけ、水洗化を推進します。
- 河川・海域及び事業所排水の水質調査を行い、環境基準を満たしていない事業所に改善指導を行います。
- 畜産業において家畜のし尿等排泄物の処理を適切するよう監視・指導を行います。
- 河川や側溝などの清掃を推進します。
- 事業活動にあたっては生態系・自然環境に配慮します。
- 八坂川や立石川などで子どもたちによる水辺の生き物調査等を行い、環境学習を通じて、水質保全の啓発を図っていきます。
- 八坂川をはじめとする河川の豊かな自然環境の保全を図っていきます。
- 魚道づくりを県に要請するなど、八坂川でアユが見られるきれいな川の保全を図っていきます。



市民の取組み

- 家庭でできる生活排水対策として、廃食用油や食べ残しを直接流さないように取り組みましょう。
- 洗剤やシャンプーなどの適量使用を心がけましょう。
- 川はみんなの場として、ごみの持ち帰りなどルールやマナーを守りましょう。
- 身近に水辺に親しめるよう、川や側溝の美化清掃に参加・協力しましょう。

事業所の取組み

- 事業所などでは、水質汚濁防止法に基づいて排水基準を遵守しましょう。
- 農薬、化学薬品、産業廃棄物の排水による環境負荷を与えないように、水質の汚濁や環境汚染の防止に取り組みしましょう。

- 排水による環境負荷の低減に取り組みましょう。
- 地域による河川や側溝清掃に参加・協力しましょう。

<<重要施策2>> 水資源を大切にし、安全な水道水を守る



主な施策事業
水道施設 第1次拡張事業

施策の具体的な取組み

市の取組み

- 水質の向上に向けて、浄水場の更新を図るとともに、安定した水の供給ができるよう、水源の開発を推進します。
- 水の大切さについて啓発していきます。
- 循環利用など水の有効利用を推進します。
- 安全で良質な水道水の維持管理・水質管理に取り組みます。
- 安全で良質な水源が確保できるように、水源の水質を監視するとともに、水質保全の啓発と環境保全に取り組みます。
- 地下水の水循環の重要性を市民に啓発し、水質保全に取り組みます。

市民の取組み

- 風呂の残り湯の利用など水の使い方の工夫により、水の使用量を節約しましょう。
- 節水型機器の設置やこまめに水を止めるなど、節水に努めましょう。
- 身近な水環境について日ごろからその大切さについて認識を深めましょう。
- 水源の水質保全の大切さにも関心を持ち、その保全にも注意しましょう。
- 水源汚染を引き起こす恐れのある開発行為や廃棄物処理には、地域全体で監視し、適切な対応をとるようしましょう。

事業者の取組み

- 雨水を散水・消防水に利用するなど、水の有効利用を進めましょう。
- 敷地内では、※透水性舗装や土の面の確保など、雨水の地下浸透を促進しましょう。
- 職場での節水や節水型機器の設置に努めましょう。
- 水源の水質に影響を及ぼす恐れのある開発行為は、計画段階から見直し、常に水質保全を最優先して、対応に努めましょう。
- 廃棄物を不当に山間部に持ち込み、水源汚染を引き起こすことがないようにしましょう。



水の口湧水



清水寺の霊水

重点目標2 美しい景観と自然豊かな海や海岸が守られている（海・海岸保全）

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
干潟の保全とアマモの増殖	自然増殖中	自然増殖中	自然増殖中
カブトガニを守る会の会員数	80 人	53 人	100 人

今後の方針

- 干潟の保全とアマモの増殖は、県など他機関との連携を深め取組みを進めます。
- カブトガニを守る会は会員数の増加を図るため、市内の小中学生への活動PRに取組みます。
- 河川漂流物収集は、今後も災害に備えて継続的に実施していきます。
- 家庭・事業所からの排水対策に関する啓発・指導を行います。

＜重要施策3＞ きれいな海と海岸を守る



主な施策事業
守江湾干潟保全対策（干潟海域保全及びアマモ場再生事業）
守江湾干潟保全対策（カブトガニ保護推進事業）、別府湾をきれいにする会参画事業

施策の具体的な取組み

市の取組み

- 干潟環境の調査・研究に取り組み、再生・保全に努めます。
- カブトガニなど干潟動植物の保護を行っている市民組織を支援するとともに、保護活動や干潟観察会の実施等、海辺の生き物とふれあえる環境を守ります。
- 台風等の災害時には、広域的な海上漂流物の除去に関係機関で連携して取り組みます。
- 海岸漂着物は一般廃棄物であるため、その処分を含め海岸管理者と一緒に取り組みます。
- 海底清掃による海底堆積物の除去と耕運による漁場の再生を図るとともに海上清掃船による不法投棄や水害時の漂流物の除去など、海面清掃を行います。
- 家庭や事業所からの排水対策に関する啓発・指導を行います。
- 自然との共存意識の向上・啓発に努めます。
- 大分県が発表した、大分県沿岸高潮浸水想定区域図を基に高潮ハザードマップの作成を行い、浸水域・浸水深の想定される災害を公表します。

市民の取組み

- 海はみんなの場として、ごみの持ち帰りなどルールやマナーを守りましょう。
- 身近に水辺に親しめるよう、海や海岸の美化清掃に参加・協力しましょう。
- 家庭でできる生活排水対策に積極的に取り組みましょう。

事業者の取組み

- 事業所からの排水対策に積極的に取り組みましょう。
- 水産業関係者は、海を汚さないように、漁具等の管理に気をつけましょう。
- 市民と連携して、海や海岸の美化清掃に取り組みましょう。



奈多海岸海水浴場



守江湾

重点目標3

川と森、田畑がひとつにつながった豊かな緑の自然が守られている

(緑の保全)

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
市面積に占める森林面積の確保率	現状維持 59.0%	現状維持 58.8%	現状維持 59.3%
市面積に占める耕地面積の確保率	現状維持 13.0%	現状維持 12.2%	現状維持 14.4%

令和 8 年度目標から見た進捗状況

- 市面積に占める森林面積の確保率：令和 8 年度目標 59.3% に対し 58.8% でもう少しです。
- 過疎・高齢化による農地・森林の管理不全も一因と考えられます。

今後の方針

- 奈多海岸の松林などの保全のため、松くい虫防除を進めます。
- ※中山間地域等直接支払制度、※多面的機能支払交付金事業等の活用により集落の農地、農道、水路、ため池の保全を図ります。

《重要施策 4》 緑の自然を守る



市の取組み

- 杵築市が世界農業遺産に認定された意義を市内外に広くPRします。
- ※遊休農地の放牧などにより農地の保全と高度利用に努めます。
- 集落地の農地、農業用水などの地域資源を守り育てていきます。
- 長期育成循環林、流域公益保全林、市有林など森林地域の計画的な保育・整備を推進します。
- 鳥獣被害防止柵の普及と有効活用を推進し、イノシシ、シカ等による農林産物被害の防止に努めます。
- 奈多海岸の松林等の保全のため、松くい虫防除を進めます。

- 森林や農地を活用し、学校教育・生涯学習での自然体験学習の充実に努めます。
- 森や川の生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。
- 農地等の災害を未然に防止するため、防災ダム等の維持管理の適正化を図るほか、土砂等のたい積行為については県と連携しながら必要に応じて指導を行います。
- 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と、必要のなくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施します。また、ため池の決壊に備え、ハザードマップの作成や防災情報伝達体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて推進します。

主な施策事業
世界農業遺産活用推進事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払制度 多面的機能支払交付金事業、森林環境保全直接支援事業、市有林保育管理事業、松くい虫防除事業 有害鳥獣被害防止対策事業

市民の取組み

- 杵築市が世界農業遺産認定地であることを意識しましょう。
- ふるさとの森を大切にしていってイベントや活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 森林の大切さ、※森林の持つ多面的な機能を学習しましょう。
- まち全体で保水力を高めるために、植樹や緑化を進めましょう。

事業者の取組み

- まち全体での保水力を高めるために、植樹や緑化を進めましょう。
- ※耕作放棄地を適正に管理し、資源を有効活用した効率的な農業に取り組みましょう。



田原山（鋸山）



羽門の滝

重点目標4 安全・安心な食品や農林水産物が提供されている（食の安全）

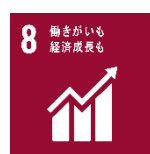
目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
※農水産物品直売所の年間販売額	185,725 千円 (平成 27 年度)	233,000 千円	250,000 千円
※エコファーマー	61 人 (平成 27 年度)	11 人	80 人
食生活改善推進員	79 人 (平成 27 年度)	80 人	100 人

今後の方針

- 食生活改善推進委員数：新規目標を達成できるよう、今後養成講座を開催します。

＜重要施策5＞ 食の安全を守る



主な施策事業

地産地消取組事業、環境保全型農業推進（大分県エコファーマー認定）
 耕畜連携飼料米・※SGS推進事業、稲発酵粗飼料普及推進事業、安全・安心飼料増産対策事業
 食生活改善推進員育成事業、食育教室、薬用植物栽培支援事業

市の取組み

- 地産地消に取り組むことを啓発します。
- 肥料・農薬の低減及び農薬の適正使用・安全使用など、安全な食の産物の生産を事業者へ指導・啓発します。
- 水田の稲わら収集の効率を高め、自給飼料率を高めていきます。
- 薬用植物栽培や薬膳料理の普及啓発に努めます。
- 地域の健康づくりを担うボランティア組織として食生活改善推進員を育成し、会員の資質の向上を図ります。
- 食育教室や料理教室などを通して、食の重要性の啓発や、郷土食・伝統料理の伝承、食品の表示の見

方、食品添加物など食に関する情報の提供を行います。

- 食品ロスを防ぐために、店頭商品を手前から取る「てまえどり」や、おおいた30・10運動などの広報を行うほか、食品ロスをなくす取組みを行う団体等に対し、広報や助言などの支援・協力を行います。

市民の取組み

- 地産地消に関心を持ちましょう。
- 郷土の食文化に関心を持ちましょう。
- 季節や地域に根ざした安全な食の産物に関心を持ちましょう。

事業者の取組み

- 地産地消に協力しましょう。
- 郷土の食文化を広めるよう、協力しましょう。
- 生産者情報を店頭表示するなど、安全な食の産物の生産に協力しましょう。



豊後牛



カキ（牡蠣）



みかん

基本目標2 歴史文化が四季の風景にとけ込む快適な暮らし

重点目標5 世代を越えて地域の歴史文化や伝統芸能を守り、伝えている (歴史文化保全)

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成27年度)	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
杵築市内観光客数（1月～12月）	1,005,393 人	1,050,000 人	1,100,000 人
杵築市城下町保存基金残高	35,280 千円	37,379 千円	38,000 千円
きつき子ども歴史ガイド（中学3年まで）	16 人	6 人	15 人

令和年度目標から見た進捗状況

- ・観光客数：令和8年度目標1,100,000人に対し、601,196人で目標を下回りました。下回った原因としてはコロナウイルス感染拡大防止のため休館や、来場の規制をかけたこと、全国的に観光

客の減少、海外からの観光客の停止等が考えられます。

- ・杵築市城下町保存基金残額は、目標を達成できる模様です。

今後の方針

- ・コロナ感染拡大が収束後、更なる観光交流人口増加を図ります。
- ・きつき子ども歴史ガイド数を増やし、子どもたちが主体となる杵築市の歴史文化の魅力発信や観光宣伝に取り組みます。

＜重要施策6＞ 歴史伝統を守り伝える



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 伝統的なまち並み景観を構成する街路や文化的建物などの改修・修復を進めます。
- 基金を活用して文化財の保全に取り組みます。
- まちの歴史的資源を活かした観光PRを推進します。
- 貴重な有形・無形の歴史・文化遺産を適切に保全し、継承していくため、文化財の保存・修復・復元事業を行い、歴史的景観の保全に努め、市民や観光客等が地域の歴史文化に触れる機会を提供していきます。
- 城下町の歴史的景観の中核をなす文化財施設の計画的な補修に取り組みます。
- 地域の伝統芸能・祭事等の継承、伝統芸能後継者の育成に努め、市民の郷土を愛する意識の醸成を図ります。
- 子ども達へ、杵築市の歴史を学んでもらいます。

主な施策事業

まちづくり交付金事業（寺町の坂改修・観光交流センター）、杵築市城下町保存基金事業
指定文化財保存整備事業、文化団体育成等支援事業（山香神楽）



どぶろく祭り



大原邸

重点目標6

豊かな緑と美しいまちの趣きがあり、うるおいとやすらぎがある
(まちのうるおいと美化)

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
市民一人あたり都市公園面積	11.6 m ²	12.4 m ²	12.5 m ²
アダプトプログラム登録団体数	10 団体	16 団体	20 団体
防犯灯設置数	2,580 基	3,116 基	3,020 基

令和 8 年度目標から見た進捗状況

- アダプトプログラム：目標 20 団体に対し、16 団体で目標の達成にはさらなる努力が必要です。
- 防犯灯数は目標を達成しましたが、今後も設置数を増やすように推進していきます。

今後の方針

- アダプトプログラムは、新規目標を設定して、目標達成へ努めます。

＜重要施策 7＞ まちにうるおいを与える



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 運動・憩いなどレクリエーション活動のための施設整備を行います。
- 花苗の配布などにより、市民参加による公共緑化、民有地緑化を進めます。
- 沿道の街路樹・緑地などの整備、歩道の※バリアフリー化を進め、誰もが快適に歩ける歩行環境を創出します。

市民の取組み

- 歩道や公園の植栽や維持管理に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域の公園を地域住民で管理していけるような仕組みを作りましょう。

事業者の取組み

- 事業所内外での緑化に取り組みましょう。
- 歩道や公園の植栽や維持管理に積極的に参加・協力しましょう。



杵築市海浜夢公園



風の郷パークゴルフ場



横岳自然公園ログハウス

《重要施策8》 まちを快適に美しくする



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 犬のふんについては、マナーの向上を図ります。
- アダプトプログラム制度の活用により、市内の環境を美しく保ち、かつ、市民の環境美化に対する意識の啓発を図ります。
- イベント開催時の清掃活動を展開し、環境美化を進めます。
- 通勤・通学路に※LED防犯灯を設置し、防犯対策上の環境を向上させます。

- 杵築市景観条例の趣旨に従い、景観の保全に努めます。
- 空き家については、所有者等による自発的な管理を促すとともに、現状の取組や課題を踏まえ、適切な管理を促進していきます。

主な施策事業
「犬のふんの始末」たて看板等の提供、「犬は正しく飼いましょう」啓発 アダプトプログラム制度の推進、まちピカ推進運動の推進 杵築市防犯灯ＬＥＤ化推進補助金交付事業、杵築市ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金交付事業 杵築市空家調査・データデジタル化業務委託事業

市民の取組み

- 地域やイベント時の一斉清掃などの環境美化活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 日常的に道路、公園のマナー向上、道路沿道の植栽や公園などの公共空間の清掃や手入れなどの維持管理に協力しましょう。

事業者の取組み

- 事業所周辺の環境美化に留意しましょう。
- 地域やイベント時の一斉清掃などの環境美化活動に積極的に参加・協力しましょう。

基本目標 3	循環を基調とする地域社会の構築
--------	-----------------

重点目標 7	ごみを少なくする生活・生産スタイルができている（ごみの減量・適正処理）
--------	-------------------------------------

目標達成のための数値目標			
項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
ごみの総排出量	6,934t／年	6,997t／年	6,000t／年
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	623g／日	684g／日	599g／日
資源ごみ収集量 (缶類、ビン類、ペットボトル、古紙類、古布)	658 t／年	488 t／年	585 t／年
コンポスト、※電動生ごみ処理機の補助件数 (平成 23 年度から累計)	273 件	413 件	450 件

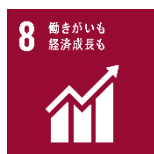
令和 8 年度目標から見た進捗状況

- ごみの総排出量：令和 8 年度目標 6,000t に対し、令和 2 年度現況値 6,997t であり努力が必

要です。

- 資源ごみ収集量：令和８年度目標５８５ｔに対し、令和２年度現況値４８８ｔです。

《重要施策９》 ごみ分別・減量・リユース・リサイクルに取り組む



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 給食などの残菜処理を家畜業者に委託し、生ごみの減量を図ります。
- 資源ごみの分別・収集やリサイクルに対する学習活動を進めます。
- 廃食用油を石鹼や※バイオディーゼル燃料への利用を考慮した効率的な食廃油回収システムを構築します。
- ごみの分別排出の徹底及び３Ｒ（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：ごみの再生利用、）を普及・啓発します。
- 資源ごみの分別とリサイクルの推進に取り組めます。
- 市は率先してリサイクル製品を使用します。
- ※エコマーク商品、※グリーンマーク商品などのリサイクル製品や取扱販売店に関する情報を提供していきます。
- 観光地などでのごみの持帰りのＰＲを行います。

主な施策事業

給食センター生ごみ処理事業、段ボールコンポストの製作講習会の開催
杵築市廃油石鹼づくり業務（アワーズ会・山香石鹼工房）支援活動、廃食用油リサイクル
ごみ減量化推進事業、ごみ分別の講習会・ごみの出し方分け方の冊子全戸配布
資源ごみの分別、資源ごみ収集処理事業

市民の取組み

- ごみを少なくするような消費生活を推進しましょう。
- 買物の際はマイ・バッグを持参したり（マイ・バッグ運動）、使い捨て商品や過剰包装商品の買い控

えなどにより、ごみをつくらないように努めましょう。

- ごみの出し方や分別のルールを守りましょう。
- コンポストなどの利用により生ごみの再資源化に心がけましょう。
- 不用品は捨てずに、※リユースマーケットやリサイクルショップなどを積極的に利用し、再使用に努めましょう。

事業者の取組み

- 事業所でのごみの減量化を進めましょう。
- 事業所から排出されるごみは法令に基づき、自らの責任において処理しましょう。
- 生ごみの有機肥料への転換など、ごみの再資源化を進めましょう。
- 環境にやさしい製品の開発・製造・販売に取り組みましょう。
- 再生紙を積極的に利用するなど、環境にやさしい商品の購入に努めましょう。

重点目標 8 不法投棄のない地域社会となっている（不法投棄防止）

目標達成のための数値目標

項目	現況値	現況値	目標値
不法投棄を抑制するたて看板設置数（更新含む）	171 本 （平成 27 年度末累計）	262 本 （令和 8 年度末累計）	300 本 （令和 3 年度末累計）

＜重要施策 10＞ ごみの不法投棄を防止する



施策の具体的な取組み

令和 8 年度目標から見た進捗状況

- 目標は達成出来ましたが、不法投棄があとを絶ちません。

今後の方針

- 今後も不法投棄を抑制するため、必要に応じて区長申請により看板を配布します。

市の取組み

- ごみのポイ捨てや不法投棄防止のための啓発を行います。
- 不法投棄防止のための定期的なパトロール体制の確立など、常時監視体制を充実していきます。

市民の取組み

- 空缶、紙くず、たばこのポイ捨てをなくし、清潔なまちづくりに貢献しましょう。
- 不法投棄のパトロールなど、地域ぐるみで不法投棄の防止に協力しましょう。
- 定期的な美化活動を行い、ごみを捨てにくくするなど、ポイ捨てや不法投棄防止に対する取組みを進めていきましょう。

事業者の取組み

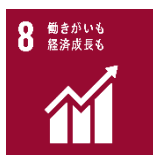
- 廃棄物の適正処理を行いましょう。
- ポイ捨てや不法投棄防止のための地域の取組みに積極的に参加しましょう。

重点目標 9 地球にやさしい暮らし方をしている（地球温暖化防止）

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
※次世代自動車（市の低燃費公害車）導入台数	8 台	8 台	10 台

＜重要施策 1 1＞ 地球温暖化対策・省エネルギーに取り組む



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 本市における地球温暖化対策の長期的な取組の考え方として、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し取り組んでいきます。
- 公用車として、次世代自動車の導入に取り組めます。
- ※グリーン購入法対象製品購入対象品目におけるリサイクル商品の占める割合について現在の水準を維持するとともに、物品の消費にかかる廃棄量の減少を図ります。
- 公用車運転時の法定速度遵守及び※アイドリングストップなどの※エコドライブを徹底します。

- 市役所の物品購入をグリーン商品とすることに努めます。
- 循環バスをはじめとしたコミュニティバス路線の充実・乗合タクシー事業の導入により、市内における公共交通網の整備を促進します。
- 事業者へ※ISO環境マネジメントシステムやエコアクション21などの普及・啓発を行います。
- 学校施設の省エネルギー化・地球温暖化対策として、建物外壁にツル性植物などの植栽による緑のカーテンづくりを推進します。

市民の取組み

- おおいたうつくし作戦のキャンペーン等に積極的に参加しましょう。
- 電気製品や照明のスイッチをこまめに消す、冷暖房の設定温度（夏：28℃以上、冬：20℃以下）に気をつける、家電製品は節電型のものを選ぶなど、家庭内での節電に努めましょう。
- 太陽光や自然の風通しなど、自然エネルギーを活かした暮らし方を進めましょう。
- ※環境家計簿などの活用により、自分の生活が環境に与える影響を理解し、環境への負荷の低減に努めましょう。
- エコドライブに取り組みましょう。

事業者の取組み

- 冷暖房や照明の設定の適正化など、工場、事業所における電気・ガスなどのエネルギーの効率的な利用を進めましょう。
- ※再生可能エネルギー発電設備（風力発電や太陽光発電、太陽熱給湯設備等）の設置、※コージェネレーションシステムの導入などにより、省エネルギー化に努めましょう。
- グリーン購入を進めましょう。
- ISO環境マネジメントシステムやエコアクション21の認証取得に取り組みましょう。
- エコドライブに取り組みましょう。

《重要施策12》 再生可能エネルギーの導入に取り組む



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 本市に存在する豊富な水資源、日照、風、バイオマス（木質資源、家畜排せつ物など）多様なエネル

ギー源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進します。

- 市有施設等に再生可能エネルギー発電設備の設置を図ります。
- 平成26年3月に策定した「杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱」に基づき、導入に際し、自然環境や景観、生活環境に関して、導入地域での調和や共生を十分考慮するとともに地域住民の理解を得るよう指導・助言を行います。

市民の取組み

- 自分が暮らす地域の自然環境や生活環境に対し、常に関心を持ちましょう。
- 再生可能エネルギーの導入に関する説明会等に積極的に参加しましょう。

事業者の取組み

- 大規模な施設等の建設にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）、森林法、農地法、景観法（条例）その他開発に係る関係法令の順守について徹底しましょう。
- 計画から施工、事業実施中及び事業終了後まで一連の事業活動にあたっては国のガイドラインや市の指導要綱に沿った適切な運用を行いましょう。
- 事業計画段階から行政並びに地域との積極的なコミュニケーションを図るとともに、事業の概要や環境、防災、景観等について説明会の開催等を通じ、地域住民等の理解を得られるよう努めましょう。

今後の方針

平成24年7月にFIT法が施行されて以降、市内でも太陽光発電設備を中心に急速に再生可能エネルギー発電施設が普及しており、特にメガソーラーと呼ばれる発電出力1000KW以上の大規模な施設は令和3年3月末で11件が稼働中です。

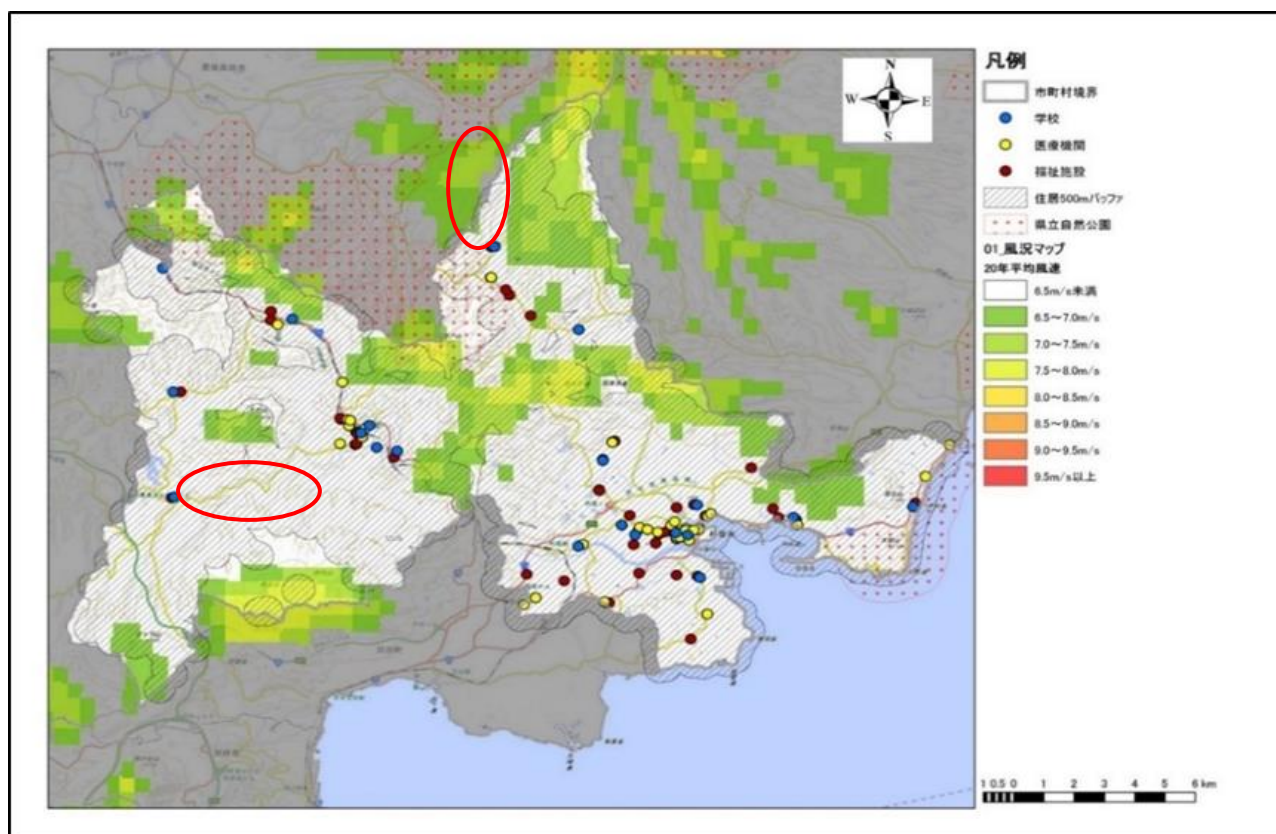
今後は太陽光以外で有効な資源の一つである風力発電施設の導入を見込み、市内の風況（特定の場所の風の吹き方）が良好なエリアを指定し導入を検討します。

本市の山香地域鹿鳴越地区、東九州自動車道路速見インターチェンジの東に聳える経塚山、唐木山一帯と大田地域波多方、白木原地区、横岳から北の方角に伸びる山稜は、寒候期は周防灘から豊後高田を通り別府湾に抜ける風の通り道になっているため北西の季節風が強く、一方暖候期は反対に別府湾から周防灘に抜ける風の通り道で年間を通して極めて風況環境が良いエリアであることから、本市としてはこのエリア付近を風力発電施設の適地とします。

一方で、事業者には風力発電特有の騒音・超低周波音、動植物及び生態系、景観等の環境への影響に配慮する事を求めています。更に、環境アセスメント（環境影響評価）制度の対象となるような大規模な風力発電等の導入については、事業者が複数年に渡り調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民、本市、大分県などから意見を聞く場を設け、それらを踏まえて景観及び自然環境の保全との両立を図

る事が義務付けられています。

市内では経塚山、唐木山一帯、横岳北部一帯が比較的風況条件に恵まれており、小中学校、医療機関、福祉施設などの公共施設や居住区域までは一定の距離があり、周辺環境への負荷も少ないと考えられる事から、事業の可能性が高いエリアとしています。



○風力発電の可能性が高いエリア（出典：環境アセスメントデータベース）

基本目標 4 すべての主体が参加する美しく快適なまちづくり

重点目標 10 だれもが環境を考え学んでいる（環境教育・学習）

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
八坂かっぱクラブ会員数	31 人	43 人	35 人
※ジュニアリーダー会員数	69 人	39 人	45 人

令和 8 年度目標から見た進捗状況

・八坂かっぱクラブ会員数・ジュニアリーダー会員数ともに令和 8 年度目標を達成しています。

<<重要施策 13>> 環境教育・学習を進める



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 身近な自然とふれあう自然観察会を開催し、生き物の保全を啓発します。
- 課外活動を通じて、中高生の環境教育の人材育成を支援します。
- 健康づくりに取り組む組織や各教室に環境学習を実施します。
- 市のホームページや広報、情報誌などさまざまな情報媒体を活用して、環境情報の収集・発信を行っています。
- 公民館等の環境学習講座を充実していきます。
- 学校給食における杵築市産食材の積極的な活用を図ります。
- 環境を考慮した農業の実践者による授業を行います。

主な施策事業

グローバル塾・夏休み公民館学校（自然体験講座）、ジュニアリーダー育成事業
 八坂かっぱクラブ（八坂川の水質や水生生物・植物についての観察会開催）
 各教室や健康づくりに取り組んでいる各組織に対する環境学習などの実施
 広報紙・ホームページを活用した情報発信・意見交換、※こどもエコクラブ会員数の増加推進

市民の取組み

- 環境学習に関心を持ちましょう。
- 環境教育・環境学習に関わる催しに積極的に参加しましょう。
- 子どもたちが環境に関心を持つように家庭での会話を積極的にしましょう。

事業者の取組み

- 従業員に対する環境教育を進めるとともに、ボランティア休暇の設定などにより環境保全活動への参加に取り組みましょう。
- 事務所の施設開放やイベントの開催など、地域の環境学習に協力しましょう。

重点目標 1.1 市民・事業者・市が連携して環境保全に取り組んでいる（協働）

目標達成のための数値目標

項目	現況値 (平成 27 年度)	現況値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
環境保全活動団体ネットワーク参加団体数	6 団体	7 団体	8 団体
市民団体間の環境に関わる交流回数	0	1 回／年	2 回／年

＜重要施策 1.4＞ ※パートナーシップ体制を築く



施策の具体的な取組み

市の取組み

- 環境保全活動に関わる人や団体のネットワークを確立し、交流や情報交換の機会を増やします。
- 地域で市民等が主体的に取り組む環境保全活動を支援します。
- 市民・事業者・市の連携により、協働で企画・運営する環境イベントなどを実施します。
- 環境に取り組む多様な人材情報の収集と提供に取り組みます。

主な施策事業

環境保全活動団体ネットワークの確立

市民の取組み

- 市の取組みに協力しましょう。
- 環境問題に関心を持ち、身近な地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 市・市民・事業者相互の情報交換や協働の取組みに参加しましょう。

事業者の取組み

- 市の取組みに協力しましょう。
- 市民の要望にも積極的に耳を傾け、環境保全活動に協力しましょう。
- 市・市民・事業者相互の情報交換や協働の取組みに参加しましょう。

第7章 計画の推進に向けて

■第1節 推進体制づくり

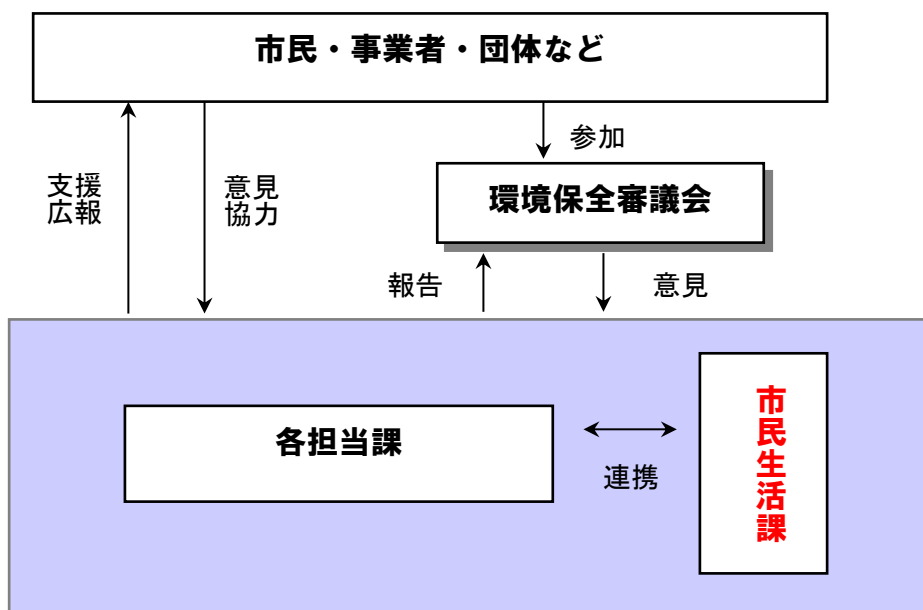
望ましい環境像の実現に向け、環境施策を効果的・総合的に推進していくためには、市が牽引的役割を果たしていくのはもちろんですが、住民参加型の体制づくり、市民・事業者の協力や連携が必要不可欠です。

そのために、市民・事業者・市が、お互いの役割を理解しつつ、それぞれにできること、すべきことを考え、共に行動するパートナーシップ（協働）体制の構築を確立することを目指します。

1. 市における推進体制

市民生活課は、各課の意見集約を行い、環境基本計画に位置づけた主な施策の進行管理の最終的なとりまとめや調整機能を担うとともに、状況に応じた計画の進捗状況を管理し見直しを行うものとしします。

なお、環境基本計画の施策の進捗状況・環境基本計画の方向性に関しては、環境保全審議会において、意見を求め審議していきます。



2. 市民・事業者・市のパートナーシップ（協働）体制づくり

市民における組織体制のあり方については、身近な地域での取り組みや、さまざまな市民活動団体の自主的な活動を尊重し、横の連携を広げ、市民力を強化していくことが重要です。

そして、このような市民相互の連携のもと、市民・事業者・市のパートナーシップ（協働）体制、住民参加型の体制を構築します。

具体的には、環境基本計画策定にあたり審議いただいた環境保全審議会委員等に関係する団体等へ働きかけ、市民・事業者との協働のネットワーク体制の構築を検討します。

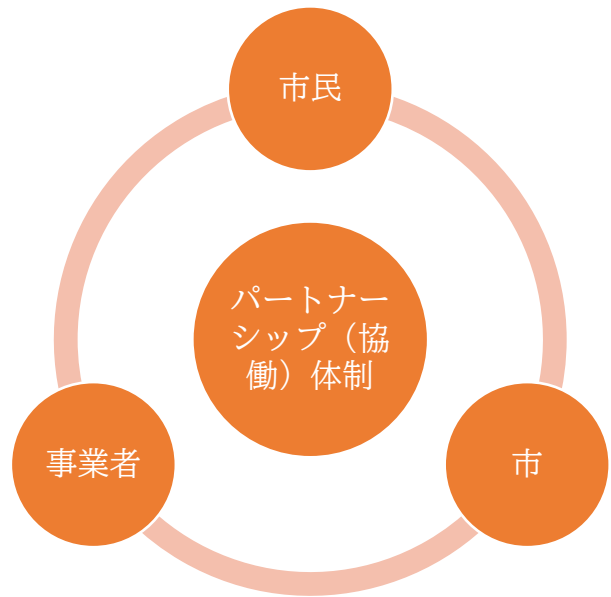
そのため、「自然保護活動」「清掃・美化活動」「環境啓発活動」を行う団体・グループなどが参加し、市民と行政の対話を深めていくとともに、相互に連携して取り組んでいけるよう今後の活動について協議する場を設置することを検討します。

3. 環境情報の収集・発信体制の整備

市は、環境の実態把握データと環境活動情報データをはじめとする環境に関する情報をわかりやすく整理し、市民や事業者提供していくことが重要です。

そして、環境情報の収集・充実を継続的にを行い、情報をデータベース化し、広報紙、ホームページなど多様な手段を活用し、環境に関する情報を広く伝える方法を検討します。

今後、環境情報の収集提供のために、市ホームページにおいて、環境情報コーナーを設け、情報の発信や市民・事業者からのメールなどによる情報交換できる体制を推進していくほか、大分県気候変動適応センターと必要に応じて連携していきます。



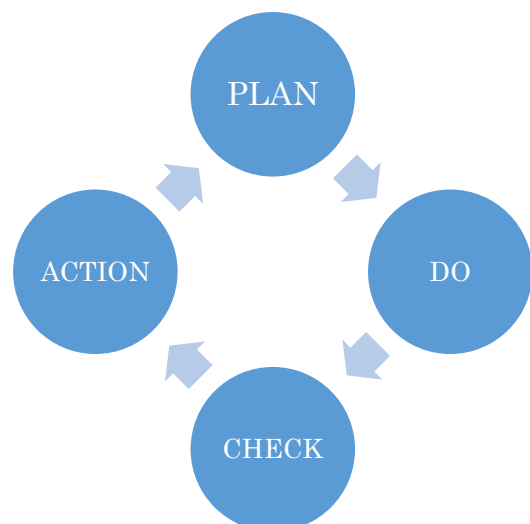
■第2節 進行管理

計画の目標実現に向けて、施策の実施状況を把握し、毎年度、各施策の進捗状況と重点目標の達成状況を取りまとめ、「環境保全審議会」に報告し、評価、検討協議します。

なお、進行管理にあたっては、PDCAサイクルを基本とします。

PDCAサイクルは、環境への取り組みの方針・目標・計画を立て（Plan）、目標達成に向けて取り組みを実行し（Do）、その実施状況の点検・評価を行い（Check）、その結果により計画を見直す

（Action）という一連の流れを繰り返し行い、継続的に改善を図りながら推進するものです。



計画・Plan	環境基本計画策定において、各課が行う環境に配慮した取り組みの方針や目標などを定めます。特に新しい施策については、必要に応じて構想の段階から環境への影響や、環境負荷をできるだけ抑える検討を行い、方針や目標に反映させることが必要です。
実行・Do	設定した方針や目標を達成するように各施策を実施します。
点検・Check	1年間の各施策の進捗状況及び重点目標の環境の状態などを把握し、その結果を公表します。これに基づいて環境施策の総合的な評価を行います。
見直し・Action	評価の結果をもとに施策実施の見直しを行い、次年度の取り組みに反映させます。

参考資料

1. 杵築市環境保全審議会構成

法第44条及び杵築市環境保全条例（平成17年杵築市条例第113号）第46条により、住民の快適な生活環境の確保について本市の実情に即した施策の樹立に資するため設置しています。

組織の運営等については、別に定める杵築市環境保全審議会規則（平成17年杵築市規則第92号）で定めています。

学識経験者、市議会議員、市の公共的団体の役職員、関係行政機関の職員、市の職員の中から20名以内をもって構成されます。

2. 杵築市環境基本計画 改訂の経緯

平成19年10月	杵築市環境基本計画策定
平成24年4月	杵築市環境基本計画 改訂
平成28年7月	第1回環境保全審議会
	第2次杵築市環境基本計画策定方針について
平成29年2月	第2回環境保全審議会
	これまでの達成状況について
	第2次杵築市環境基本計画の策定（案）報告・決定
平成28年9月～10月	市民アンケート実施
平成29年2月22日～3月17日	パブリックコメントの募集
平成29年4月	第2次杵築市環境基本計画 発刊
令和2年1月	一部改訂

3. 用語説明

■あ行

愛知目標

2010年（平成22年）に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP）において採択された。2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

I S O

国際標準化機構。国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関。

アイドリングストップ

自動車・オートバイの駐・停車時にエンジンを停止させることで燃料消費・排ガス出力を抑えること。エコドライブの一つで、二酸化炭素の削減に効果がある。

アダプトプログラム

一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化を行い、行政がこれを支援する制度。アダプトとは英語で「養子縁組する」の意味。

エコアクション21

事業者が、環境面への取り組みを効果的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。またその取り組みを行う事業者を認証・登録する制度。

エコエネルギー

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

エコファーマー

持続農業法に基づき環境にやさしい農業に取り組む計画を県知事から認定され、実践する農業者。

エコマーク

環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品につけるマークで、（財）日本環境協会が認定を行っている。

S G S

飼料の1つ。収穫した飼料用米（粳米）を未乾燥のまま粉碎処理し、袋状の包材等に詰めて発酵させたもの。

S D G s

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（プランや計画の意）」の中核をなすSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable

Development Goals) は、すべての国で持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指している。

LED

発光ダイオードのことで、電気をとosuることによって光を放つ半導体素子ことである。LED は電気を光に変換する効率が高く、従来の白熱灯や蛍光灯に比べ寿命が長いため、低消費電力で電気代が抑えられるだけでなく、照明器具の交換の手間やコストが削減できる。

おおいた30・10運動

宴会等から出る食べ残しを削減するため、乾杯後（開始後）30分と終了前10分は、離席せず食事を楽しみ、食べ残しをなくするという運動のこと。

大分百山

社団法人「日本山岳会東九州支部」が大分県内の山岳から選出した100の名山。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどのこと。

■か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

快水浴場百選

環境省選定による快適な水浴場。

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸化量に換算した者で、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を計る代表的な指標。

合併処理浄化槽

生活雑排水をし尿と併せて処理できる浄化槽。

環境家計簿

家庭で使用した電気や燃料の量などを記録し、その量を二酸化炭素に換算して、自分の家庭からの二酸化炭素排出量を確認できるようにしたもの。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境教育アドバイザー

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方などを委嘱している。テーマは地球温暖化や水生生物観察など環境に関するものであれば自由で、利活用する場合は保健所等へ申し込みを行う。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認定制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

杵築市まちピカ運動推進委員会

県と連携しながら杵築市内の環境美化活動を積極的に推進し、地域における循環型社会の形成を目指す団体。

グリーン購入法

国・独立行政法人等および地方公共団体に、環境への負荷の低減に配慮した製品やサービスを優先的に（グリーン購入）義務づける法律。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品の積極利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。

（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により、光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称。

公益財団法人日本容器リサイクル協会

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基き、ガラス・ペットボトル等の再商品化及び再商品化に関し普及と啓発並びに情報の収集や情報提供を行うことを目的とする団体。

耕作放棄地

過去1年間に何も作付せず、今後数年間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

抗排水

金属鉱山の坑口などから排出される水。

コンポスト

生ごみを発酵させて、堆肥化するもの。

こどもエコクラブ

こどもたちが、地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から全国の小中学生に呼びかけて募集している「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。各クラブは、小中学生数人～20人程度で構成され、大人（保護者）がサポートして助言・連絡を行う。

コージェネレーションシステム

1つの一次エネルギーから2つ以上のエネルギーを発生させるシステムを指し、燃料を用いて発電するとともに、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯、蒸気などの用途に有効利用する省エネルギーシステムのこと。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力、地熱、温泉熱、太陽光・風力・バイオマス）、大規模水力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

自然公園

すぐれた自然の風景地を保護すると共に、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2ヶ所、国定公園3ヶ所、県立自然公園5ヶ所がある。

ジュニアリーダー

子ども会を中心に地域活動を行う青少年。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。

循環型社会

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負担が出来る限り提言される社会のこと。

食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習などの取り組み。

森林や農地が持つ多面的な機能

国土保全機能、生物多様性、水源かん養、自然環境保全、良好な景観形成、保健休養の場の提供など、土地の物理的な存在が果たす公益的機能。

次世代自動車

ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。（ハイブリット車・プラグインハイブリット車・電気自動車・燃料電池車等）

親水

水や川にふれることで水や川に対する親しみを深めること。

3R

ごみの減量化を進めるため、リデュース（ごみの排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）を指します。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるとき消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

生物多様性

地球上の生物の多様さとともに、その棲息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠です。

生活排水処理率

処理区域内人口/行政区域内人口。処理区域内人口は公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽それぞれの区域内人口の計。

絶滅危惧1類

絶滅の危機に瀕している種。

■た行

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

多面的機能支払交付金事業

農地、水路、農道等の保全管理を図る協働活動を支援するもの。

中山間地域等直接支払制度

農業生産活動を維持するため、平地と比較して生産条件の不利な中山間地域にある農用地の生産コスト差を軽減するもの。

沖積

流水のために土砂などが積み重なること。

長期育成循環林

皆伐せずに、ぬき伐りを繰り返して作り出される複層型(循環型)の森林。

低炭素エネルギー

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑えたエネルギー。

低炭素社会

地球温暖化の原因とされる、二酸化炭素などの排出を現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、低く抑えた社会。

電動生ごみ処理機

生ごみの水分を除去する機器。

てまえどり

コンビニやスーパーなどで、すぐに食べる食品を買うときには、販売期限の迫った手前に置いてある商品から買いましょうという取り組みのこと。

透水性舗装

舗装内の空隙を利用して、路面に降った雨水をそのまま地中に還元する機能を持つ舗装。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定されている。

■に行

2 R

ごみの減量化を進めるため、リデュース（ごみの排出抑制）・リユース（再使用）を指します。

日本重要湿地500

ラムサール条約登録湿地の選定や、湿地保全の基礎資料とするため環境省によって選定された日本国内の500ヶ所。

日本の白砂青松100選

社団法人日本の松の緑を守る会が、「白砂青松」に対する認識を高め、愛護の念をつのらせ、緑濃い姿のままで次代に引き継ぐことを目的として選定したもの。林野庁協力。

農業集落排水

農業集落においてし尿や生活雑排水を処理する污水处理施設。

農水産物品直売所

本計画の農水産品直売所は、以下の販売所をいう。A コープきつき店、A コープやまが店、山香温泉風の郷市場、大分農業文化公園ふれあい市場、峠たていしの館。

■は行

バイオディーゼル燃料

植物性の廃食用油から精製した燃料で、軽油の代替燃料として使用できる。廃食用油とはてんぷら油など食用油の使用後の油のこと。

バリアフリー

住宅、公共施設、交通機関、身の回りの商品などを、障がい者や高齢者が生活するのに支障のない構造や仕様にする。

パートナーシップ

住民・行政・企業などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認めあい、活かしあいながら、地域の課題解決などの共通の目的に向け、連携・協力すること。協働。

干潟

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積し形成される。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は、 1mm の千分の一）以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

放射線量

放射線のエネルギー吸収に関係した量。

■ま行

マイクロプラスチック

直径5ミリメートル以下の小さなプラスチックのこと。ポイ捨てなどで風や雨で流され、川や下水を通して海に流れ着き、強い太陽の光や波や砂にもまれ、さらに細かくなり、自然分解されず、海中に残り生態系への影響が心配されている。

マイ・バッグ運動

ごみの減量化の消費行動として、レジ袋削減のため、買い物に際して買い物袋持参を消費者に推進している運動。

緑のカーテン

ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどによりはわせて、太陽からの熱をカーテンのように遮るもの。

水資源の涵養機能

森林や農地などが雨水を一時的に地表又は地下水として蓄えることにより、水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中し洪水などが起こるのを防ぐ機能。

■や行

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（不耕作の理由が、農地所有者などの疾病、災害、生産調整対策に基づく保全管理水田などを除く）。

■ら行

リユースマーケット

公園や駐車場、体育館などで行われる不用品売買の催し。主に古着などの生活用品が取り扱われる。以前はフリーマーケットと呼ばれていた。

緑道

歩行者専用で、災害時の避難路として機能を持つ、都市公園の一種。

第2次杵築市環境基本計画

当初版 平成29年4月発行

改訂版 令和4年 4月発行

発行者 杵築市市民生活課

住所 〒873-0001

大分県杵築市大字杵築377番地1

直通電話 0978-62-1807